

CFAJ

Cable Firestop systems Association of Japan

ケーブル配線の区画貫通部
防火措置工法

Q & A

2025年

ケーブル防災設備協議会

2025年度改訂版の発刊にあたって

建築物のケーブル火災時の延焼防止策として、防火区画の壁又は床をケーブルが貫通する場合、建築基準法施行令第129条の2の4第1項第七号ハに、「国土交通大臣認定を受けたもの」と規定されています。

その認定を取得し、それを業とする法人9社（2025年4月現在）で構成する当協議会は、1987年4月1日の発足以来、国土交通大臣認定工法の品質向上維持を目的とした活動を続けております。

当協議会では、国土交通大臣認定工法を広めるにあたり、認定取得会社及び施工会社の責任を明確にするための「工法表示ラベル」制度をスタートさせ、施工者講習会を開催するなどして周知と充実に努めてまいりました。また、1990年にはケーブルの区画貫通部防火措置工法に関する初版『Q&A』（質疑応答集）を発行し、設計・施工関係者に御利用いただきました。

『Q&A』は隨時内容を見直して改訂版を発行してまいりましたが、このたび新たに2025年版を発行することとなりました。

本Q&Aにつきまして、内容の充実を図る上で、追加や見直した方が良いと思われる情報をいくつか挙げ、関係行政庁等に対してアンケート形式で意見を頂き、必要に応じた内容の追加・修正を行いました。

今回の改訂版も建築物やプラント等の設計者、施工関係者各位の業務遂行に大いに役立つものと確信しております。

また、さらなる国土交通大臣認定工法の品質向上維持を続けるため、広く皆様のご意見を当協議会にお寄せいただければ幸いです。

2025年4月

ケーブル防災設備協議会

目次

1. 用語について

1.1	・建築物とは？・特殊建築物とは？・建築物の主要構造部とは？・耐火構造とは？……………	1
	・延焼の恐れのある部分とはどの部分をいうのか？・耐火性能の技術的基準とは？・非損傷性とは？	
1.2	・遮熱性とは？・遮炎性とは？・可燃物燃焼温度とは？・準耐火構造とは？……………	2
	・準耐火性能の技術的基準とは？・防火構造とは？・防火性能の技術的基準とは？・不燃材料とは？	
	・不燃性能の技術的基準とは？	
1.3	・耐火建築物とは？・準耐火建築物とは？・防火壁等とは？・防火区画とは？……………	3
	・特定防火設備とは？・防火設備とは？・10分間防火設備とは？	
1.4	・20分間防火設備とは？・30分間防火設備とは？……………	4
1.5	・75分間防火設備とは？・面積区画とは？・竪穴区画とは？・異種用途区画とは？……………	5
	・高層面積区画とは？・防煙壁とは？・防煙区画とは？・区画貫通部とは？	
1.6	・ケーブル配線の区画貫通部の防火措置工法とは？・EPSとは？・大臣認定とは？……………	6
	・BCJ評定とは？・防火区画に貫通されるケーブルの記号の意味は？	
1.7	・ケーブルの占積率とは？・ケーブルサイズとは？・ケーブル導体の種類は？……………	7
	・絶縁体とは？・介在物とは？・シースとは？・特定避難時間とは？・1時間準耐火基準とは？	
	・火災継続予測時間とは？	
1.8	・強化天井とは？・75分間準耐火構造とは？・90分間準耐火構造とは？……………	8
	・2時間耐火構造とは？・通常火災終了時間とは？・延焼防止建築物とは？・準延焼防止建築物とは？	
	・避難時倒壊防止構造とは？・炎侵入防止構造とは？・特定避難時間防火設備とは？	
	・固有特定避難時間とは？・実特定避難時間とは？・補正固有特定避難時間とは？	
1.9	・上階延焼抑制防火設備とは？・必要遮炎時間・上階延焼抑制時間・天井延焼抑制時間……………	9
	・特定準耐火構造とは？・火災時倒壊防止構造とは？・通常火災終了時間防火設備とは？	
	・固有通常火災終了時間とは？・補正固有通常火災終了時間とは？・特定主要構造部とは？	
	・特定区画とは？・火熱遮断壁等とは？	
1.10	・周辺危害防止構造とは？・特定部分とは？……………	10

2. 法令について

2.1	・関連法令にはどんな物があるか？……………	11
2.2	・耐火性能の技術的基準の詳細はどのように規定されているのか？……………	12
2.3	・準耐火性能の技術的基準の詳細はどのように規定されているのか？……………	13
	・防火性能の技術的基準の詳細はどのように規定されているか？	
2.4	・防火区画とはどのように規定されているか？……………	14

2.5	・ケーブル配線の防火区画貫通部の防火措置工法はどのように規定されているか? ······	16
	・ケーブル防火区画貫通部の耐火性能はどのように規定されているか?	
2.6	・建築物の耐火性能とケーブル防火区画貫通部の耐火性能はどのような関係になっているか? ······	17
	・ケーブル配線の区画貫通部防火措置について海外規格にはどのようなものがあるか	
2.7	・消防法における令8区画に関する貫通部については、どのように考えたらよいか? ······	18
	・消防法における特定共同住宅等における区画貫通部については、どのように考えたらよいか?	
	・区画貫通部防火措置工法の認定並びに工法施工後の検査に役所や機関はどのように関係しているか?	
	・火災時倒壊防止構造又は通常火炎終了時間が長時間である長時間準耐火構造の床又は壁を貫通する場合のケーブル防火措置工法は、どのように規定されているか?	
2.9	・ケーブルが令109条の8に規定する技術的基準に適合する壁等を貫通する場合の·····	19
	防火措置工法はどのように規定されているか?	
	・ケーブルが特定区画を貫通する場合の防火措置工法はどのように規定されているか?	
	・ケーブルが令和6年告示第284号第1第二号に該当する建築物の壁等を貫通する場合の防火措置工法はどのように規定されているのか?	
2.10	・区画貫通部防火措置工法の性能評価、認定、施工、検査に係る機関、役所、業界の関係図	20

3. 大臣認定について

3.1	・大臣認定を受けるにはどうすればよいか? ······	21
	・認定を取得するのにどのくらいの期間がかかるか?	
	・大臣認定取得社は何社ありますか?	
	・大臣認定工法にはどのような種類のものがあるか?	
	・大臣認定工法の適用にはどのような制限があるか?	
3.2	・防火区画の貫通部の開口断面積にはどのようなサイズがあるか? ······	22
	・認定範囲を超える開口面積の貫通部の場合は、どのように施工するか?	
	・防火区画貫通部の壁や床の種類はどのようなものか?	
	・開口部の設置場所や、配線状態により、認定書通りに施工する事が難しい場合、どのように施工すればよいか?	
	・耐火構造のボード壁(中空壁)をケーブルが貫通する場合はどのように施工すればよいか?	
	・デッキプレート(床)の工法にはどのようなものがあるか?	
	・ケーブルが防火区画以外の壁や床を貫通している場合どのような防火措置をすればよいか?	
	・ケーブルが防煙区画を貫通している場合どのような防火措置をすればよいか?	
3.3	・大臣認定工法で施工した後、追加として両側のケーブルに延焼防止処理をする必要があるか? ······	23
	・準耐火建築物におけるケーブル貫通部の防火措置はどのようにすればよいか?	
	・防火構造の外壁等のケーブル貫通部はどのように措置したらよいか?	
	・バスダクトの区画貫通部防火措置工法にはどのようなものがあるか?	
	・電線管(金属管と硬質ビニル管)の防火措置工法には、どのようなものがあるか?	
3.4	・合成樹脂可とう管(PF管)の区画貫通部防火措置工法にはどのようなものがあるか? ······	24
	・消防法にいう令8区画に対して大臣認定工法を採用しても良いか?	
	・ワイヤリングダクトが防火区画を貫通する場合の大臣認定工法はあるか?	
	・予備の開口はどのようにすべきか?	
3.5	・国土交通大臣認定番号の「PS060WL」「PS060FL」はどういう意味ですか? ······	25
	・20分の耐火(遮炎)性能が必要な防火区画等の貫通部措置はどのようなものがあるか?	
	・45分の耐火(遮炎)性能が必要な防火区画等の貫通部措置はどのようなものがあるか?	
	・国土交通大臣認定番号の4桁の数字は何か?	
	・旧BCJ評定はどうなった?	
	・認定の「留意事項」とは何か?	
	・留意事項に示されている図のとおりに施工する必要があるか?	

3.6	・認定範囲より薄い壁や床の貫通部の場合は、どのように施工するか? ······	26
	・強化天井をケーブル・配線が貫通する場合は、どのように施工すれば良いか?	
	・埋設して貫通している場合の大臣認定はあるか?	
	・埋設貫通部はどのようにすべきか?	
	・梁をケーブルが貫通する場合の大臣認定はあるか?	
	・梁をケーブルが貫通する場合はどのように施工すべきか?	
	・木造建築物の防火区画貫通部はどのように施工すべきか?	
	・木造建築物の防火区画貫通部へ、RC造等に適用する大臣認定を施工することはできるか?	
	・電線管等の端部はどのようにすべきか?	
	・スイッチ・コンセント部分の大臣認定はありますか?	
	・スイッチ・コンセント部分の耐火措置はどのようなものがありますか?	

3.7	・押し出し成型セメント板に適用する場合はどのようにすべきか? ······	27
-----	---------------------------------------	----

4. 材料について

4.1	・防火材料とは何を指すか? ······	28
	・不燃材料とはどのように規定されているか?	

4.2	・準不燃材料とはどのように規定されているか? ······	29
-----	-------------------------------	----

4.3	・難燃材料とはどのように規定されているか? ······	30
	・建築材料を性能試験によってまとめるとどのようになるか?	

4.4	・大臣認定工法に使用される材料にはどんなものがあるか? ······	31
	・性能評価書に記載されている材料と同種類の材料であって、メーカーの異なる材料を使用した場合、大臣認定工法といえるか?	
	・大臣認定工法を認定通りに施工した上で、追加措置をしても良いか?	
	・防火区画貫通部措置工法に使用されている材料にアスベストは含まれているのか?	
	・ロックウールとアスベストはどのように違うのか?	

5. 工法の品質管理について

5.1	・ケーブル防災設備協議会とはどのような団体か? ······	32
	・「工法表示ラベル」はどうなつか?	

5.2	・国土交通大臣認定工法の品質管理について、ケーブル防災設備協議会での規定があるか? ······	33
-----	--	----

5.3	・2.クレーム処理のフローチャート ······	34
	・防火区画貫通部を国土交通大臣認定工法で施工する場合、施工者には講習の受講や資格が必要か?	
	・講習会とはどのようなものか?	

5.4	・工法表示ラベルの請求にはどのような手続きがあるか? ······	35
	・国土交通大臣認定工法の中でロックウールの充填密度が条件に規定されているが、どのように管理すればよいか?	
	・難燃ケーブルを使用した場合、大臣認定工法で施工しなくてもよいか?	
	・認定工法通りに施工できない場合どのようにすればよいか?	

6. 関連法令抜粋

紹介条文の項番等 ······	36
-----------------	----

6.1	・建築基準法 ······	37
-----	---------------	----

6.2	・建築基準法施行令 ······	39
-----	------------------	----

6.3 ・建設省告示	46
6.4 ・建設省通達	51
6.5 ・消防庁告示・通知	51
6.6 ・国土交通省告示	54
6.7 ・国土交通省通達	60

お断り

本文中に記載されている建設省は、現国土交通省の事であり、建設省告示等は当時のまま記載しております。

また、年号につきましては西暦表示をしておりますが、法律内の文言につきましては原文通りに記載しております。参考までに、以下の通り対比されます。

昭和 50 年→西暦 1975 年、平成元年→西暦 1989 年、平成 12 年→西暦 2000 年

本 Q&A に記載の内容は、各方面からの意見を取り入れたケーブル防災設備協議会としての見解を含んでおります。

1. 用語について

No.	Q	A
用語 1	建築物とは？	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものをいいます。又これに附属する門や扉も含まれ、地下や高架に設ける事務所や倉庫も含みます。 (建築基準法第2条第一号)
用語 2	特殊建築物とは？	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これに類する用途を供する建築物をいいます。 (建築基準法第2条第二号)
用語 3	建築物の主要構造部とは？	主に、建築構造上から重要であるとされている壁、床、柱、はり、屋根、階段をいいます。 (建築基準法第2条第五号)
用語 4	延焼の恐れのある部分とはどの部分をいうのか？	隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物 (延べ面積の合計が500m ² 以内の建築物は、1の建築物とみなす。) 相互の外壁間の中心線(口において「隣地境界線等」という。)から、1階にあっては3m以下、2階以上にあっては5メートル以下の距離にある建築物の部分をいいます。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する部分を除きます。 イ 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分 ロ 建築物の外表面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのないものとして国土交通大臣が定める部分 (建築基準法第2条第六号)
用語 5	耐火構造とは？	耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能(通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいいます。 (建築基準法第2条第七号)
用語 6	耐火性能の技術的基準とは？	通常の火災において、非損傷性、遮熱性を有する事。屋内側からの火災において、遮炎性を有する事。これらの事を耐火性能の技術的基準といい、倒壊、延焼防止を目的としています。 (建築基準法施行令第107条)
用語 7	非損傷性とは？	構造耐力上支障のある変形・溶融・破壊その他の損傷を生じない性能をいいます。

No.	Q	A
用語 8	遮熱性とは？	壁、床などの区画部材について、いずれかの面から加熱を受けた時に、加熱面以外の面に接触している可燃物が燃焼しない、すなわち非加熱面側が、可燃物の燃焼温度以上に上昇しない性能をいいます。
用語 9	遮炎性とは？	加熱開始後、防火区画の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じない事をいいます。
用語 10	可燃物燃焼温度とは？	加熱面以外の面のうち最も温度が高い部分が 200℃、平均が 160℃のいずれか高いほうの温度とされています。 (H12 年 5 月 31 日建設省告示第 1432 号)
用語 11	準耐火構造とは？	壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能の技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいいます。また準耐火構造は、耐火構造の下位の構造として扱われ、耐火構造を含んだ意味になります。 (建築基準法第 2 条第七号の 2)
用語 12	準耐火性能の技術的基準とは？	耐火性能の技術的基準に準ずる基準が示されており、延焼抑制を目的としております。(建築基準法施行令第 107 条の 2)
用語 13	防火構造とは？	建築物の外壁、軒裏の構造のうち防火性能の技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しっくい塗等の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいいます。また防火構造は、準耐火構造の下位の構造として扱われます。 (建築基準法第 2 条第八号)
用語 14	防火性能の技術的基準とは？	建物周囲における火災を想定し、延焼抑制を目的として、非損傷性、遮熱性を有する事をいいます。(建築基準法施行令第 108 条)
用語 15	不燃材料とは？	建築材料のうち、不燃性能の技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいいます。(建築基準法第 2 条第九号、平成 12 年 5 月 30 日建設省告示第 1400 号(令和 4 年国土交通省告示第 599 号により改正)
用語 16	不燃性能の技術的基準とは？	建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後 20 分間に、燃焼せず、防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じず、避難上有害な煙又はガスを発生しない事をいいます。 (建築基準法施行令第 108 条の 2)

No.	Q	A
用語 17	耐火建築物とは？	<p>特定主要構造部を耐火構造又は政令で定める技術的基準に適合するものとし、且つ、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他政令で定める防火設備を設けた建築物で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいいます。</p> <p>(建築基準法第2条第9の二号)</p>
用語 18	準耐火建築物とは？	<p>主要構造部を準耐火構造又は同等の準耐火性能を有するものとして政令で定める技術的基準に適合するものとし、且つ、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸等の防火設備を設けた建築物をいいます。</p> <p>(建築基準法第2条第9の三号)</p>
用語 19	防火壁等とは？	<p>延べ面積が1000m²超の建築物は、防火上有効な壁又は床で区画しなければなりません。これを防火壁等といい、1000m²以内で区画しなければなりません。</p> <p>※耐火・準耐火建築物、卸売市場の上家、機械製作工場、これらと同等以上に火災の発生するおそれが少ない建築物、畜舎その他政令で定める基準に適合する建築物で国土交通大臣が定める基準に適合するものは除く。</p> <p>(建築基準法第26条、建築基準法施行令第113条)</p>
用語 20	防火区画とは？	<p>建築物の火災拡大防止上有効な区画を防火区画といいます。耐火建築物、準耐火建築物は準耐火構造の床、壁、特定防火設備で区画しなければなりません。</p> <p>(建築基準法施行令第112条)</p>
用語 21	特定防火設備とは？	<p>防火戸、ドレンチャー等の防火設備において、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいいます。</p> <p>(建築基準法施行令第112条第1項)</p>
用語 22	防火設備とは？	<p>防火戸、ドレンチャー、その他火炎を有効に遮る設備です。</p> <p>(建築基準法施行令第109条)</p>
用語 23	10分間防火設備とは？	<p>第109条に規定する防火設備であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいいます。</p> <p>(建築基準法施行令第112条第12項)</p>

No.	Q	A
用語 24	20分間防火設備とは？	<p>20分間防火設備の構造方法は次に定めるものとする</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築基準法第2条第九号の二ロに規定する防火設備 法第27条第1項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備 建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものとして、法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備 <p>(令和元年国土交通省告示第196号)</p>
用語 25	30分間防火設備とは？	<p>次に掲げる防火設備を言います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 令第104条第五項において読み替えて準用する令第112条第21項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による認定を受けた防火設備 鉄材又は鋼材で造られた防火設備で、鉄板又は鋼板の厚さが1.0mm以上のもの(耐熱結晶化ガラス(主たる構成物質が二酸化けい素、酸化アルミニウム及び酸化リチウムであるガラスをいい、厚さが5mm以上であり、かつ、線膨張係数が摂氏30度から摂氏750度までの範囲において、一度につき0±0.000005であるものに限る。次号イにおいて同じ。)を用いたものを含む。) 枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次のイからホまでに掲げる基準に適合する構造とした防火設備 <p>イ 耐熱結晶化ガラスを用いたものであること。</p> <p>ロ はめごろし戸であること。</p> <p>ハ 幅が1000mm以上1200mm以下で高さが1600mm以上2400mm以下の開口部に取り付けられたものであること。</p> <p>ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。</p> <p>(i) ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが3mm以上の取付部材(ガラスを枠に取り付けるために設置される部材をいう。(ii)において同じ。)により枠に堅固に取り付けること。</p> <p>(ii) 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠に250mm以下の間隔で固定すること。</p> <p>(iii) ガラスの下にセッティングブロック(鋼材又はけい酸カルシウム板で造られたものに限る。)を設置すること</p> <p>(iv) ガラスの取付部分に含まれる部分の長さを7mm以上とすること。</p> <p>ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。</p> <p>(i) シーリング材又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの(シリコーン製であるものに限る。)</p> <p>(ii) 加熱により膨張する部材(黒鉛を含有するエポキシ樹脂で造られたものに限る。)</p> <p>(令和元年国土交通省告示第194号)</p>

No.	Q	A
用語 26	75分間防火設備とは？	<p>以下1～4いずれかに該当する防火設備</p> <ol style="list-style-type: none"> 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後75分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第61条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備 骨組を鉄材又は鋼材とし、両面にそれぞれ厚さが0.8mm以上の鉄板又は鋼板を張った防火設備 鉄材又は鋼材で造られたもので鉄板又は鋼板の厚さが1.6mm以上の防火設備 厚さ28mm以上の繊維強化セメント板で造られた防火設備 (令和元年国土交通省告示第193号)
用語 27	面積区画とは？	防火区画の分類の一つとして、一定の面積毎に設けることが規定されていますが、これを通称、面積区画と呼んでいます。 (建築基準法施行令第112条第1、4、5、6項)
用語 28	堅穴区画とは？	防火区画内の吹き抜け、階段室、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分を、その他の部分と分けるために、規定されていますが、この部分を通称、堅穴区画と呼んでいます。 (建築基準法施行令第112条第11項)
用語 29	異種用途区画とは？	一つの建築物の中に、劇場、映画館、マーケット、ホテル等、目的の異なる部分がある場合、これらをその他の部分と分けるために規定されていますが、これを通称、異種用途区画と呼んでいます。 (建築基準法施行令第112条第18項)
用語 30	高層面積区画とは？	11階以上の高層部分については特に厳しく面積区画が規定されています。これを通称、高層面積区画と呼んでいます。 (建築基準法施行令第112条第7項～第10項)
用語 31	防煙壁とは？	間仕切壁、天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁、その他これらと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので不燃材料で造り、又は覆われたものを防煙壁といいます。 (建築基準法施行令第126条の2)
用語 32	防煙区画とは？	火災時の煙の拡散を防ぐために、防煙壁で区切られた区画を防煙区画といいます。防煙区画は床面積500m ² 以内ごとに設ける必要があります。 (建築基準法施行令第126条の3)
用語 33	区画貫通部とは？	防火区画を、給水管、配電管、他の管、ケーブル等が貫通する部分をいいます。 (建築基準法施行令第112条第20項、同第129条の2の4第1項第七号)

No.	Q	A
用語 34	ケーブル配線の区画貫通部の防火措置工法とは？	通常の火災の場合、非加熱側に火炎を出さないようにする為に、区画貫通部に防火措置を施す工法の事をいいます。(建築基準法第36条、(建築基準法施行令第112条第20項、第129条の2の4第1項第七号)
用語 35	E P Sとは？	堅穴区画の一部で、ELECTRIC PIPE SHAFT(又はSPACE)の略語です。東京都火災予防審議会では「電気配線シャフト」と統一して呼んでいます。
用語 36	大臣認定とは？	国土交通大臣に指定されている指定性能評価機関によって評価が行われた工法に対して、申請により国土交通大臣が認定を行うことをいいます。 ケーブル防火区画貫通部においては、法律で決められている工法、若しくは大臣認定を受けた工法による施工が義務付けられています。
用語 37	B C J評定とは？	B C Jとは、(一財)日本建築センター、The Building Center of Japanの略称です。 以前は、B C Jの中に設置されていた防災性能評定委員会による性能評価によって、その工法が建築基準法に定められている防火基準を満たしているかどうかを評価していました。これをB C J評定と呼んでいました。現在、B C J評定のほとんどは大臣認定に移行され、移行認定という通称で使用されております。
用語 38	防火区画に貫通されるケーブル記号の意味は？	防火区画に貫通される代表的なケーブルの記号は、次の通りです。 C V : 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル C V T : トリプレックス型(3心撚) C V V V : ビニル絶縁ビニルシースケーブル C V V : 制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル I V : 屋内ビニル絶縁電線 E M - I E (IE/F) : 屋内用耐燃性ポリエチレン絶縁電線 E M - C E (CE/F) : 架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル E M - E E (EE/F) : ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル E M - C E E (CEE/F) : 制御用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル

No.	Q	A
用語 39	ケーブルの占積率とは？	<p>防火区画貫通部の開口面積に対するケーブル断面積総計との比率の事で、以下の式で求められます。</p> $\text{占積率（%）} = (\text{ケーブル総断面積} / \text{開口面積}) \times 100$ <p>（注）トリプレックス型ケーブルのケーブル断面積を算出する場合には、各線心断面積を求めて、それを3倍して下さい。（包絡円径は使わない。）</p> <p>大臣認定工法では、付帯条件の最大の占積率が記載されておりますので、遵守の上、施工して下さい。</p>
用語 40	ケーブルサイズとは？	<p>ケーブルサイズは1心当たりの導体断面積で表され、単位はmm^2になります。</p> <p>従って、C V 3×325 mm^2は325 mm^2の導体が3本使用されたケーブルになります。</p>
用語 41	ケーブル導体の種類は？	<p>ケーブルに使用される導体としては、銅、アルミなどがありますが、主として銅が使用されています。</p> <p>また、光ケーブルには、芯線としてガラス纖維が使用されています。</p>
用語 42	絶縁体とは？	絶縁体とは、ケーブル導体上に被覆された部分で、特性としては電気絶縁性能が必要です。主として、塩化ビニル系、ポリエチレン系、エチレンプロピレン系材料が使われています。
用語 43	介在物とは？	介在物とは、ケーブルを丸く仕上げるために絶縁線心間に充填する材料のことです。主として、紙紐、ポリプロピレン紐、ジュークトなどが使用されています。
用語 44	シースとは？	シースとはケーブルの最外層に施されたもので、絶縁体への外傷、浸水等を防ぐためのもので、防食層と呼ぶ場合もあります。主として、塩化ビニル系材料や、耐燃性ポリエチレンなどが使用されています。
用語 45※1	特定避難時間とは？	特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上まで避難を終了するまでに要する時間のことをいいます。 (令第110条第一号)
用語 46※3	1時間準耐火基準とは？	令第112条第2項に掲げる基準のことをいいます。
用語 47※1	火災継続予測時間とは？	建築物の構造、建築設備及び用途に応じて火災が継続することが予測される時間 (建築基準法施行令第109条の8)

No.	Q	A
用語 48※2	強化天井とは？	天井のうち、その下方からの通常の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの、又は国土交通大臣の認定を受けたものをいいます。 ※国土交通大臣が定めた構造方法：平成 28 年国土交通省告示第 694 号
用語 49※3	75 分間準耐火構造とは？	令和元年国土交通省告示第 193 号第 2 第 10 項に掲げる基準に適合する構造をいいます。
用語 50※5	90 分間準耐火構造とは？	令和元年国土交通省告示第 193 号第 2 第 9 項に掲げる基準に適合する構造をいいます。
用語 51※5	2 時間準耐火構造とは？	令和元年国土交通省告示第 193 号第 2 第 8 項に掲げる基準に適合する構造をいいます。
用語 52※3	通常火炎終了時間とは？	建築物の構造、建築設備及び用途に応じて通常の火災が消火の措置により終了するまでに通常要する時間をいいます (建築基準法第 21 条)
用語 53※3	延焼防止建築物とは？	建築基準法施行令第 136 条の 2 第一号口に掲げる基準に適合する建築物 (建築確認申請書)
用語 54※3	準延焼防止建築物とは？	建築基準法施行令第 136 条の 2 第二号口に掲げる基準に適合する建築物 (建築確認申請書)
用語 55※4	避難時倒壊防止構造とは？	法第 27 条第 1 項において規定された建築物のうち耐火建築物以外のもの (国住指第 654 号、国住指第 41 号：令和元年 6 月 24 日)
用語 56※4	炎侵入防止構造とは？	取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造 (平成 27 年告示第 255 号)
用語 57※4	特定避難時間防火設備とは？	建築物の固有特定避難時間の区分に応じ定める防火設備 (平成 27 年告示第 255 号)
用語 58※4	固有特定避難時間とは？	避難時倒壊防止構造の仕様を決定するために必要となる、計画する建築物の特定避難時間 (国住指第 3950 号 令和 2 年 2 月 26 日)
用語 59※4	実特定避難時間とは？	在館者避難時間、常備消防機関の現地到着時間、捜索時間及び退避時間を用いて算出された時間。 (国住指第 3950 号 令和 2 年 2 月 26 日)
用語 60※4	補正固有特定避難時間とは？	燃えしろ設計を適用する避難時倒壊防止構造の仕様を決定するために必要となる、計画する建築物の特定避難時間 (国住指第 3950 号 令和 2 年 2 月 26 日)

No.	Q	A
用語 61※4	上階延焼抑制防火設備とは？	上階延焼抑制防火設備は、外壁開口部を介した上階延焼を防止することで、出火階以外への火災の拡大を抑制し、消防隊による円滑な在館者の捜索を実施するために求められる防火設備であり、必要遮炎時間に応じて、必要となる防火設備の仕様が決定する (国住指第3950号 令和2年2月26日)
用語 62※4	必要遮炎時間	平成27年告示第255号第1第7項で算出された時間
用語 63※4	上階延焼抑制時間	平成27年告示第255号第1第7項で算出された時間
用語 64※4	天井延焼抑制時間	平成27年告示第255号第1第7項で規定された時間
用語 65※4	特定準耐火構造とは？	主要構造部が建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合するもの (国住指第558号 平成27年5月27日)
用語 66※4	火災時倒壊防止構造とは？	法第21条第1項に規定する建築物 (国住指第654号、国住指第41号：令和元年6月24日)
用語 67※4	通常火災終了時間防火設備とは？	建築物の固有通常火災終了時間の区分に応じ定める防火設備 (令和元年告示193号)
用語 68※4	固有通常火災終了時間とは？	火災時倒壊防止構造の仕様を決定するために必要となる、計画する建築物の通常火災終了時間 (国住指第3950号 令和2年2月26日)
用語 69※4	補正固有通常火災終了時間とは？	燃えしろ設計を適用する火災時倒壊防止構造の仕様を決定するために必要となる、計画する建築物の通常火災終了時間 (国住指第3950号 令和2年2月26日)
用語 70※5	特定主要構造部とは？	主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分以外の部分 (建築基準法第2条第九号の2)
用語 71※5	特定区画とは？	令第108条の3第一号の規定する通常の火災が発生した場合に建築物の他の部分又は周囲への延焼を有効に防止できる床、壁及び防火設備で区切られた区画。 (令和6年国土交通省告示第231号)
用語 72※5	火熱遮断壁等とは？	壁、柱、床その他の建築物の部分又は令第109条に規定する防火設備(以下この条において「壁等」という。)のうち、109条の8に定める基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。 (建築基準法施行令第109条の8)

用語 73※5	周辺危害防止構造とは？	建築物の周囲への放射熱（受熱量）の影響が避難上及び消火上必要な機能の確保に支障を及ぼさないものとなるよう、国土交通大臣が定める算出方法によって算出される建築物の周囲における熱量が規定以上となる建築物の周囲の面積が、一定規模以下となるような構造 (国住指第434号 令和6年3月29日)
用語 74※5	特定部分とは	防火上有効な構造の防火壁又は防火床によって他の部分と有効に区画されている部分 (建築基準法第26条第2項)

※1 平成26年建築基準法改正より

※2 平成28年建築基準法改正より

※3 平成30年建築基準法改正より

※4 令和元年度建築基準法等に基づく告示の制定・改正より

※5 令和6年建築基準法改正より

2. 法令について

No.	Q	A
法令 1	関連法令にはどんな物があるか?	ケーブル配線の防火区画貫通部の防火措置工法に適用される法令は、建築基準法であり、関連する主な条項等は下記のようにまとめられます。
	建築基準法	<p>第2章「建築物の敷地、構造及び建築設備」 第36条 (この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準) <抜粋> 「給水、排水その他の配管設備の設置及び構造に関して、安全上、防火上必要な技術的基準は政令で定める。」</p>
	建築基準法 施行令	<p>第4章「耐火構造、準耐火構造、防火構造、防火区画等」 第112条第20項(防火区画) <抜粋> 「給水管、配水管その他の管が準耐火構造の防火区画を貫通する場合においては、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。」</p> <p>第5章の4「建築設備等」 第129条の2の4第1項第七号 (給水、排水その他の配管設備の設置及び構造) <抜粋> 「給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイ～ハに適合するものとする。」</p>
	建設省告示	<p>平成12年5月26日建設省告示第1378号 「耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件」</p> <p>平成12年5月26日建設省告示第1385号 「準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件」</p> <p>平成12年5月31日建設省告示1422号 「準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件」</p>
	建設省通達	平成12年6月1日建設省住指発第682号第4の4 「給水、排水その他の配管設備について」

No.	Q	A		
法令 2	耐火性能の技術的基準の詳細はどのように規定されているのか？	耐火性能は、非損傷性、遮熱性、遮炎性の各々に対し、次の表に掲げる時間はその性能を有することが規定されています。（建築基準法施行令第2条第1項第八号、第107条等）		
建築物の部分と階数	通常の火災			屋内において発生する通常の火災
	耐力壁	最上階から4階迄の階数	1時間	1時間
		最上階から5～9の階数	1.5時間	
		最上階から10～14の階数	2時間	
		最上階から15～19の階数	2時間	
		最上階から20階以上の階数	2時間	
	非耐力壁	――	――	1時間
壁	耐力壁	最上階から4階迄の階数	1時間	1時間
		最上階から5～9の階数	1.5時間	
		最上階から10～14の階数	2時間	
		最上階から15～19の階数	2時間	
		最上階から20階以上の階数	2時間	
	非耐力壁	延焼のおそれのある部分	――	1時間
		延焼のおそれのある部分以外	――	30分
				30分
柱				
床				
はり				
	屋根	30分	――	30分
	階段	30分	――	――

- 第2条第1項第八号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の当該屋上部分は、この表の適用については、建築物の最上階に含まれるものとする。
- この表における階数の算定については、第2条第1項第八号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、全て算入するものとする。

No.	Q	A																																																											
法令3	準耐火性能の技術的基準の詳細はどのように規定されているのか？	準耐火性能は、非損傷性、遮熱性、遮炎性の各々に対し、次の表に掲げる時間はその性能を有することが規定されています。(建築基準法施行令第107条の2)																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">建築物の部分</th> <th colspan="2">通常の火災</th> <th rowspan="2">屋内において発生する通常の火災</th> </tr> <tr> <th>非損傷性</th> <th>遮熱性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">壁</td> <td>間仕切壁</td> <td>耐力壁</td> <td>45分</td> <td>45分</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>耐力壁</td> <td>45分</td> <td>45分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非耐力壁 (延焼のおそれのある部分を除く)</td> <td>——</td> <td>30分</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">柱</td><td>45分</td><td>——</td><td>——</td></tr> <tr> <td colspan="2">床</td><td>45分</td><td>45分</td><td>——</td></tr> <tr> <td colspan="2">はり</td><td>45分</td><td>——</td><td>——</td></tr> <tr> <td rowspan="4">屋根</td> <td colspan="2">軒裏以外</td><td>30分</td><td>——</td></tr> <tr> <td rowspan="3">軒裏</td> <td>外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているもの</td><td>——</td><td>——</td></tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>延焼のおそれのある部分</td><td>——</td><td>45分</td></tr> <tr> <td></td> <td>上記以外</td><td>——</td><td>30分</td></tr> <tr> <td colspan="2">階段</td><td>30分</td><td>——</td><td>——</td></tr> </tbody> </table>			建築物の部分		通常の火災		屋内において発生する通常の火災	非損傷性	遮熱性	壁	間仕切壁	耐力壁	45分	45分	外壁	耐力壁	45分	45分		非耐力壁 (延焼のおそれのある部分を除く)	——	30分	30分	柱		45分	——	——	床		45分	45分	——	はり		45分	——	——	屋根	軒裏以外		30分	——	軒裏	外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているもの	——	——	上記以外	延焼のおそれのある部分	——	45分		上記以外	——	30分	階段		30分	——	——
建築物の部分		通常の火災				屋内において発生する通常の火災																																																							
		非損傷性	遮熱性																																																										
壁	間仕切壁	耐力壁	45分	45分																																																									
	外壁	耐力壁	45分	45分																																																									
		非耐力壁 (延焼のおそれのある部分を除く)	——	30分	30分																																																								
柱		45分	——	——																																																									
床		45分	45分	——																																																									
はり		45分	——	——																																																									
屋根	軒裏以外		30分	——																																																									
	軒裏	外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているもの	——	——																																																									
		上記以外	延焼のおそれのある部分	——	45分																																																								
			上記以外	——	30分																																																								
階段		30分	——	——																																																									
法令4	防火性能の技術的基準の詳細はどのように規定されているか？	防火性能は、非損傷性、遮熱性の各々に対し、次の表に掲げる時間はその性能を有することが規定されています。尚、防火構造は、屋内にて発生する火災を想定していませんので、遮炎性を要求しません。(建築基準法施行令第108条)																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">建築物の部分</th> <th colspan="2">通常の火災</th> </tr> <tr> <th>非損傷性</th> <th>遮熱性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">壁</td> <td>外壁</td> <td>耐力壁</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非耐力壁</td> <td>——</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>軒裏</td> <td>——</td> <td>30分</td> </tr> </tbody> </table>			建築物の部分		通常の火災		非損傷性	遮熱性	壁	外壁	耐力壁	30分		非耐力壁	——	屋根	軒裏	——	30分																																									
建築物の部分		通常の火災																																																											
		非損傷性	遮熱性																																																										
壁	外壁	耐力壁	30分																																																										
		非耐力壁	——																																																										
屋根	軒裏	——	30分																																																										

No.	Q	A							
法令5	防火区画とはどのように規定されているか?	建築物の構造、用途、規模に応じて防火区画に関する規定があります。							
(① 建築物の構造別による防火区画 (建築基準法第26条、建築基準法施行令第112条第1項、第4項～第10項)									
	対象建築物と根拠条文	区画条件	区画の構造						
面積区画	大規模木造建築物（耐火建築物または準耐火建築物以外） 法第26条、令第113条	1,000m ² 以内毎	床・壁 防火壁・床 (倒壊しない耐火構造の壁・床)	防火設備 特定防火設備 (幅2.5m以下、高さ2.5m以下)	内装 (壁・天井) —				
	主要構造を耐火構造とした建築物	1,500m ² 以内毎	耐火構造	特定防火設備 (1時間)	—				
	準耐火建築物又は、延焼防止建築物若しくは、準延焼防止建築物 法第36条、令第112条第1項		準耐火構造 (1時間)						
	火炎時倒壊防止構造の建築物 周辺危害防止構造の建築物 (通常火災予測時間が1時間以内)	500m ² 以内毎	準耐火構造 (1時間)	特定防火設備	—				
	避難時倒壊防止建築物（特定避難時間が1時間以内）。								
	準耐火建築物(法第27条による建築物で主要構造部不燃材、1時間準耐火基準に適合するものを除く)	1000m ² 以内毎	準耐火構造 (1時間)	特定防火設備	—				
	令第136条の2第二号に掲げる基準に適合する建築(法61条による建築物で準防火地域内にあるものは主要構造部不燃材の準耐火建築物、1時間準耐火基準に適合するものを除く)								
	準耐火建築物等(法第67条による建築物で主要構造部不燃材の準耐火建築物、1時間準耐火基準に適合するものを除く) 令112条第4項	1000m ² 以内毎	準耐火構造 (1時間)	特定防火設備	—				
	火炎倒壊防止構造の建築物 周辺危害防止構造の建築物 (通常火災予測時間が1時間以上)								
高層階・地下街区画	避難時倒壊防止建築物 (特定避難時間が1時間以上)。	100m ² 以内毎	耐火構造	特定防火設備	—				
	準耐火建築物、(主要構造部不燃材、1時間準耐火基準に適合)								
	第136条の2第二号に掲げる基準に適合する建築(法61条による建築物で準防火地域内にあり、主要構造部不燃材、一時間準耐火基準に適合)								
	準耐火建築物等(法第67条による建築物で主要構造部不燃材、1時間準耐火基準に適合) 令112条第5項								

② 建築物の用途別による防火区画（建築基準法施行令第 112 条第 18 項）

建築物の一部が、特殊建築物（劇場、マーケット、病院等）である場合、この部分とその他の部分とを、1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁、又は特定防火設備で区画しなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合においては、その部分とその他の部分とを特定防火設備等で区画しなくてよいものとする。

③ 建築物の堅穴区画部分の防火区画（建築基準法施行令第 112 条第 11 項）

準耐火構造、又は延焼防止建築物若しくは準延焼防止建築物である 3 階以上の階に居室有するものの堅穴部分（吹き抜き、階段、昇降路、ダクトスペース等）とその他の部分とは、準耐火構造の床若しくは壁、又は遮炎性能を持った防火設備で区画しなければならない。

※200 m²未満の特定小規模特殊建築物については令 112 条第 12 項、第 13 項に従う

④ 面積区画とみなす規定

主要構造部を耐火構造とした建築物の 2 以上の部分が当該建築物の吹抜きとなっている部分その他の一定の規模以上の空間が確保されている部分（以下 1 において「空間部分」という。）に接する場合において、当該 2 以上の部分の構造が通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、当該 2 以上の部分と当該空間部分とが特定防火設備で区画されているものとみなして、当該建築物を 1500 m²以内ごとに区画しなければならないとする第 112 条第 1 項の規定を適用するものとする。

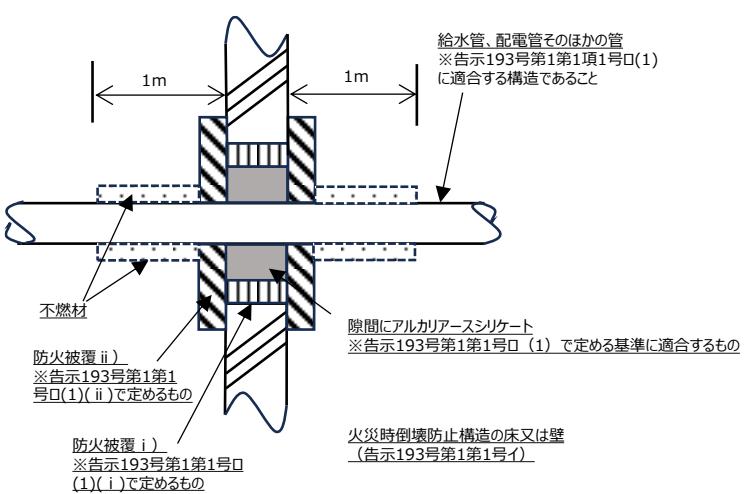
⑤ 別の建築物としてみなす部分に対する規定（建築基準法施行令第 112 条第 22、23 項）

建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、第 1 項、又は第 11 項から第 13 項までの規定の適用についてはそれぞれ別の建築物とみなす。

建築基準法施行令 109 条の 2 第 3 項に規定する建築物に係る第 1 項は第 11 項の規定の適用については当該建築物の同条第 3 項に規定する特定部分及び他の部分をそれぞれ別の建築物とみなす。

No.	Q	A
法令 6	ケーブル配線の防火区画貫通部の防火措置工法はどのように規定されているか？	<p>防火区画を貫通する配水管、配電管などの防火措置としての建築基準法施行令第112条第20項、第113条第2項、第114条第5項、第129条の2の4第1項第七号イもしくはロの規定がケーブル区画貫通部にも適用されます。</p> <p>以下に各規定を図示します。</p> <p>上記以外の材料、工法による場合は指定性能評価機関にて区画貫通部性能試験を行い、大臣認定を取得しなければなりません。(建築基準法施行令第129条2の4の第1項第七号ハ) 例えは、ケーブルの多条布設等で上記の施工が困難な場合、規定以外の材料を適用した新規な工法による場合等です。</p>
法令 7	ケーブル防火区画貫通部の耐火性能はどのように規定されているか？	<p>国土交通大臣に指定された性能評価機関が制定した試験方法によります。加熱条件としては、ISO 834 Fire-resistance tests – Elements of building construction – に規定された次式を採用しています。</p> $T = 345 \log_{10}(8t+1) + 20$ <p>Tは平均炉内温度 (°C)、tは試験経過時間 (分)</p> <p>また、性能評価においては、下記の点が耐火性能を有するための条件になっています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 非加熱側へ 10 秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。 ② 非加熱面で 10 秒を超えて継続する発炎がないこと。 ③ 火炎が通る亀裂等の損傷及び隙間を生じないこと。

No.	Q	A																		
法令 8	建築物の耐火性能とケーブル防火区画貫通部の耐火性能はどのような関係になっているか？	<p>ケーブルが防火区画を貫通する箇所の防火措置工法に対して、性能基準に適合する事が認められたもののみ、大臣認定が与えられます。</p> <p>性能基準は、通常の火災による火熱が加えられた時に、加熱開始後一定時間の間、加熱側の反対側に火炎の噴出と発炎が無い事、火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないという事とされています。</p> <p>従って、建築物の耐火性能との関係は、非損傷性、遮熱性、遮炎性の時間による違いがあります。</p> <p>< 1 時間 ></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 面積にて規定された面積区画を貫通する場合。 (面積区画) <input type="radio"/> 11階以上の建築物で面積にて規定された面積区画を貫通する場合。 (高層面積区画) <input type="radio"/> 建築物の一部が特殊建築物であり、その他の部分と準耐火構造で区画している部分を貫通する場合。 (異種用途区画) <input type="radio"/> 防火壁を貫通する場合。 <p>< 45 分 ></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 共同住宅の各戸の界壁 <input type="radio"/> 学校、病院、ホテル、下宿、マーケットにおける間仕切壁 <input type="radio"/> 建築面積 300 m²超えの木造小屋組の隔壁 <input type="radio"/> 耐火建築物以外を連絡する渡り廊下で、木造の小屋組の隔壁 <p>< 20 分 ></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 上記以外の防火区画 																		
法令 9	ケーブル配線の区画貫通部防火措置について海外規格にはどのようなものがあるか？	ケーブル配線の区画貫通部耐火性能試験規格として下記のようなものがあります。																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>規格No.</th> <th>規格名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際規格</td> <td>ISO 10295-1</td> <td>Fire tests for building elements and components- Fire testing of service installations- Part1 Penetration seals</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>ASTM E 814</td> <td>Standard Test Method for Fire Tests of Penetration Fire stop Systems</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>UL1479</td> <td>Fire Tests of Penetration Firestops</td> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>BS EN 1366-3</td> <td>Fire resistance tests for service installation Part3 Penetration seals</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>DIN 4102-9</td> <td>Fire behaviour of building materials and elements; seals for cable penetrations; concepts, requirements and testing</td> </tr> </tbody> </table>	国名	規格No.	規格名	国際規格	ISO 10295-1	Fire tests for building elements and components- Fire testing of service installations- Part1 Penetration seals	アメリカ	ASTM E 814	Standard Test Method for Fire Tests of Penetration Fire stop Systems	アメリカ	UL1479	Fire Tests of Penetration Firestops	英国	BS EN 1366-3	Fire resistance tests for service installation Part3 Penetration seals	ドイツ	DIN 4102-9	Fire behaviour of building materials and elements; seals for cable penetrations; concepts, requirements and testing
国名	規格No.	規格名																		
国際規格	ISO 10295-1	Fire tests for building elements and components- Fire testing of service installations- Part1 Penetration seals																		
アメリカ	ASTM E 814	Standard Test Method for Fire Tests of Penetration Fire stop Systems																		
アメリカ	UL1479	Fire Tests of Penetration Firestops																		
英国	BS EN 1366-3	Fire resistance tests for service installation Part3 Penetration seals																		
ドイツ	DIN 4102-9	Fire behaviour of building materials and elements; seals for cable penetrations; concepts, requirements and testing																		

No.	Q	A
法令 10	消防法における令8区画に関する貫通部については、どのように考えたらよいか？	令8区画には、原則的に配管が貫通してはいけません。但し例外として、必要不可欠と認められたものは、その開口部が防火区画の耐火構造と同等と認められる場合にのみ認められます。それでも、令8区画に関しては、電気配線・ガス管配管は許されず、給排水管のみが許されています。
法令 11	消防法における特定共同住宅等における区画貫通部については、どのように考えたらよいか？	特定共同住宅等の区画貫通部については、平成17年消防庁告示2号により開口面積、配管径などが制限されております。さらにその耐火性能については平成17年消防庁告示4号により規定されております。従って、防火措置は大臣認定工法でなく、告示2号に規定された措置もしくは告示4号に規定された耐火性能をもつ工法でなくてはなりません。 詳しくは当協議会発行の技術資料(第22号)をご参照ください。(当協議会ホームページ(工法Q&A法令11)より閲覧できます。 https://www.cfa.j.gr.jp)
法令 12	区画貫通部防火措置工法の認定並びに工法施工後の検査に役所や機関はどのように関係しているか？	区画貫通部防火措置工法の性能評価、認定、施工、検査に関する役所、機関、業界を次ページの図1に示します。
法令 13	火炎時倒壊防止構造又は通常火災終了時間が長時間である長時間準耐火構造の床又は壁を貫通する場合のケーブル防火措置工法はどのように規定されているか？	火炎時倒壊防止構造の壁・又は床を貫通する給水管、配電管などの防火措置として、令和元年国土交通省告示第193号第1第1項一号口(1)、(2)が適用されます。 (1) 給水管等と防火区画の隙間がアルカリアースシリケートで埋められている場合(固有通常火災終了時間が180分以下で、床、壁の厚さ163mm以上の場合) 

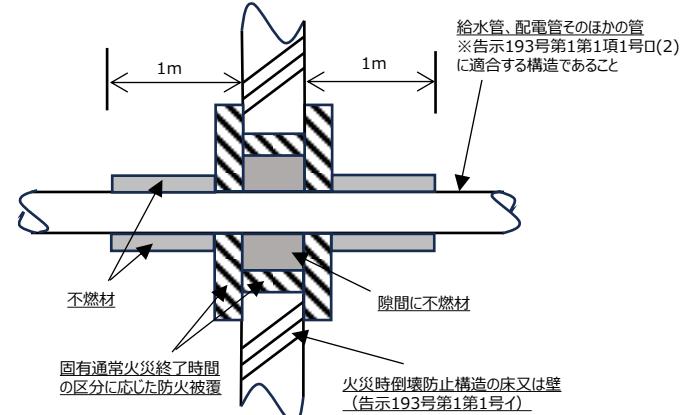
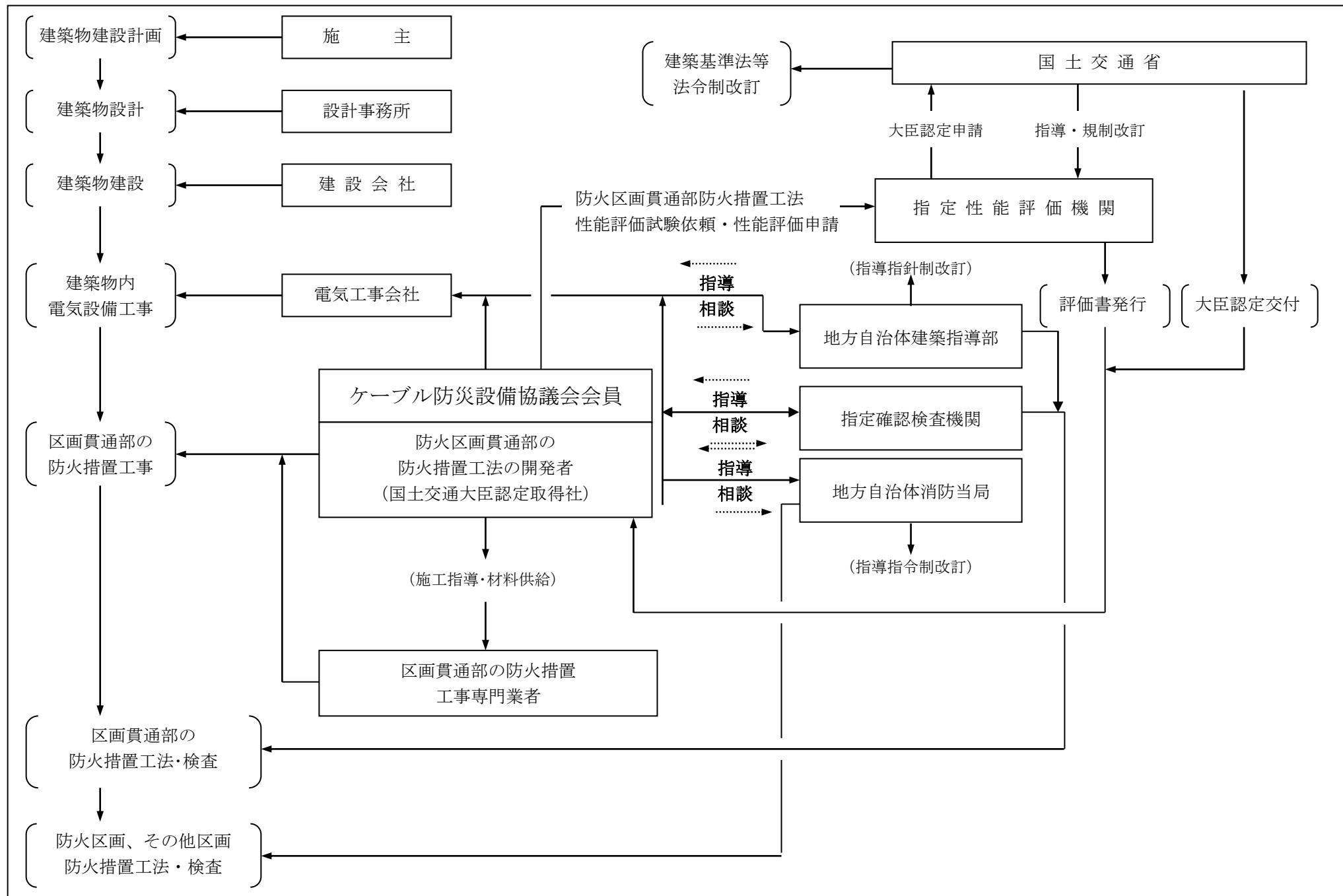
		<p>(2) 給水管等と防火区画の隙間がモルタルその他不燃材で埋められている場合</p>  <p>(3) 給水管等の構造が次のいずれかに適合するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 鉄管又は鋼管であること。 (ii) 給水管等が防火区画を貫通する部分及び当該貫通する部分から両側に 1m 以内の距離にある部分が不燃材料で造られていること。 (iii) 給水管等の外径が、給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び固有通常火災終了時間に応じ、それぞれ次の表に定める数値未満であり、かつ、その内部に電線等を挿入していない予備配管にあっては、当該予備配管の先端を密閉したものであること。
法令 14	ケーブルが令 109 条の 8 に規定する技術的基準に適合する壁等を貫通する場合の防火措置工法はどのように規定されているか？	<p>令和 6 年告示 227 号第 8 第 1 項、第 2 項が適用されます。火災継続予測時間の区分に応じた基準に適合することとされています。</p> <p>令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号ハの国土交通大臣の認定を受けた構造は、当該認定において加熱開始後亀裂その他の損傷を生じないことが確かめられた時間が、火災継続予測時間（当該給水管等が区画室等のみを構成する壁等を貫通する場合において、火災継続予測時間が 60 分を超える場合にあっては 60 分間、火災継続予測時間が 60 分以下である場合にあっては 45 分間）以上のものとすることとされています。</p>
法令 15	ケーブルが特定区画を貫通する場合の防火措置工法はどのように規定されているか？	<p>令和 6 年告示 231 号第 4 第 1 項、第 2 項が適用されます。特定区画通常火災継続予測時間の区分に応じた基準に適合することとされています。</p> <p>令 129 条 2 の 4 第 1 項第七号ハの国土交通大臣の認定を受けた構造は、当該認定において加熱開始後亀裂その他の損傷を生じないことが確かめられた時間が特定区画通常火災継続予測時間以上のものとすることとされています。</p>
法令 16	ケーブルが令和 6 年告示第 284 号第 1 第二号に該当する建築物の壁等を貫通する場合の防火措置工法はどのように規定されているのか？	<p>令和 6 年告示 284 号第 1 第二号チ、リが適用されます。129 条 2 の 4 第 1 項第七号ハの国土交通大臣認定を受けた構造は、当該認定において加熱開始後亀裂その他の損傷を生じないことが確かめられた時間が 60 分間（当該壁等が令和 6 年告示 284 号第 1 第二号ニ（2）に掲げる基準に適合する場合においては 45 分間）以上のものとすることとされています。</p>

図1 区画貫通部防火措置工法の性能評価、認定、施工、検査に係る機関、役所、業界の関係図

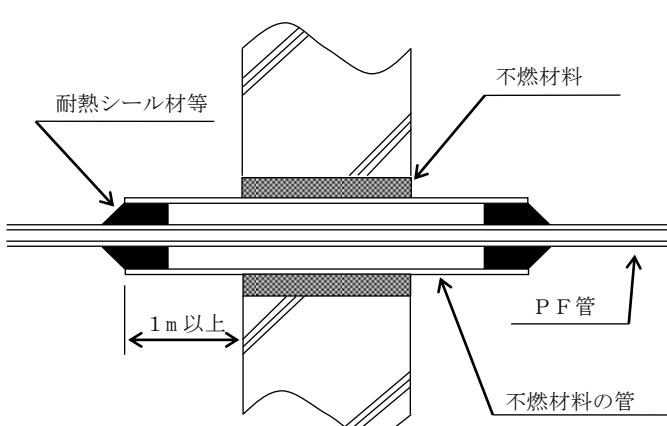


3. 大臣認定工法について

No.	Q	A
認定 1	大臣認定を受けるにはどうすればよいか？	<p>まず、国土交通大臣指定の指定性能評価機関で、区画貫通部性能試験を受けます。指定性能評価機関では、その区画貫通部性能試験の結果をもとに性能評価書を交付します。また、指定性能評価機関が申請者にかわって、大臣認定を申請します。</p> <p>尚、主要な指定性能評価機関としては、次の 4 機関があります。</p> <p>(2021 年 1 月現在、五十音順)</p> <ul style="list-style-type: none"> (一財) 建材試験センター (一財) 日本建築総合試験所 (公財) 日本住宅・木材技術センター (一財) ベターリビング
認定 2	認定を取得するのにどのくらいの期間かかるか？	指定性能評価機関との打合せ、試験体作成、区画貫通部性能試験、性能評価、性能評価書交付、国土交通大臣認定申請、審査、認定書交付等の手順で進められ、認定取得まで 6 ヶ月以上かかります。
認定 3	大臣認定取得社は何社ありますか？	大臣認定取得社は、ケーブル防災設備協議会加盟社では 9 社あります。(2025 年 1 月現在)
認定 4	大臣認定工法にはどのような種類のものがあるか？	ケーブル防災設備協議会では、開口形状別に角穴工法、丸穴工法、電線管工法と 3 タイプに分類しております。さらにそれを工法タイプ別に耐火仕切板工法、充填工法、ユニット工法の 3 タイプに分類しております。 詳しくは加盟各社にお問い合わせください。
認定 5	大臣認定工法の適用にはどのような制限があるか？	<p>性能評価書、大臣認定書の交付にあたっては、申請者が区画貫通部性能試験を受けた構造・寸法が、付帯条件となります。実際への適用にあたってはそれらの条件を満たす事が必要になります。</p> <p>主な付帯条件は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 貫通する壁、床の構造 ② 開口部断面積 ③ 貫通ケーブルの種類、最大導体サイズと占積率 ④ 耐熱及び耐火材料等の種類・寸法・厚さ

No.	Q	A
認定6	防火区画の貫通部の開口断面積にはどのようなサイズがあるか？	矩形開口の場合、 0.24 m^2 ($200\text{ mm} \times 1200\text{ mm}$)、 0.48 m^2 ($400\text{ mm} \times 1200\text{ mm}$)、および 0.6 m^2 ($500\text{ mm} \times 1200\text{ mm}$)、 0.75 m^2 ($500\text{ mm} \times 1500\text{ mm}$)を標準としています。また、評価申請書で特定されている面積を最大面積とします。
認定7	認定範囲を超える開口面積の貫通部の場合は、どのように施工するか？	開口を、適用する認定の範囲内となるように、不燃材で仕切りを設けて施工することが必要です。実際の施工方法に関しては、事前に所轄行政や指定確認検査機関に確認をお願いします。
認定8	防火区画貫通部の壁や床の種類はどのようなものか？	耐火構造もしくは準耐火構造のもので、おもに鉄筋コンクリート、ALC、ボード壁などが使用されております。ただし、認定工法によって使用できる種類・厚さが異なりますので、詳しくは加盟各社にお問い合わせください。
認定9	開口部の設置場所や、配線状態により、認定書通りに施工する事が難しい場合、どのように施工すればよいか？	認定工法を十分理解し、認定取得社と相談すると共に指定確認検査機関や関係諸官庁へも事前に相談される事をお奨めいたします。
認定10	耐火構造のボード壁（中空壁）をケーブルが貫通する場合はどのように施工すればよいか？	ボード壁（中空壁）において使用可能な認定工法で施工しなければなりません。ただし、2000年5月末日までにBCJ評定を取得した移行認定工法（認定番号末尾4桁が9000以降の工法）では、「留意事項」が追記されて使用可能となっております。詳しくは加盟各社にお問い合わせください。
認定11	デッキプレート（床）の工法にはどのようなものがあるか？	鋼製スリーブを使用する工法等、適用できるものがあります。詳しくは加盟各社にお問い合わせください。
認定12	ケーブルが防火区画以外の壁や床を貫通している場合どのような防火措置をすればよいか？	建築基準法施行令では防火区画以外の防火措置に関しては触れていませんが、認定工法、又はそれに準じた措置をすることが望ましいです。
認定13	ケーブルが防煙区画を貫通している場合どのような防火措置をすればよいか？	建築基準法施行令では防火区画以外の防火措置に関しては触れていませんが、認定工法、又はそれに準じた措置をすることが望ましいです。

No.	Q	A
認定 14	大臣認定工法で施工した後、追加として両側のケーブルに延焼防止処理をする必要があるか？	大臣認定工法では、延焼防止処理を追加する必要はありません。
認定 15	準耐火建築物におけるケーブル貫通部の防火措置はどういうにすればよいか？	準耐火建築物に関わらず、防火区画をケーブルが貫通する場合には、性能基準（加熱開始後一定時間、非加熱側に火災を出す原因となる亀裂や損傷を生じないこと等）に適合した認定工法による措置が必要です。
認定 16	防火構造の外壁等のケーブル貫通部はどのように措置したらよいか？	建築物の用途・規模によっては、両面防火構造の壁が準耐火構造の性能と同水準であることから、防火区画として用いられる場合があります。これらをケーブルが貫通する部分の防火措置は、認定工法による防火措置を行って下さい。その他の場合には、指定確認検査機関や関係諸官庁に御相談することをお奨めいたします。また、外壁に対して施工する場合には防水対策を、別途考えてください。
認定 17	バスダクトの区画貫通部防火措置工法にはどのようなものがあるか？	ケーブル貫通用と同じ材料を使い、同様な工法があります。耐熱シール材、耐火仕切板、耐火充填材を用いた耐火仕切板工法があり、床貫通部には、これらの材料に鋼製スリーブを加えた工法があります。詳しくは加盟各社にお問い合わせください。
認定 18	電線管（金属管と硬質ビニル管）の防火措置工法には、どのようなものがあるか？	<p>(1) 金属管が防火区画の壁面、あるいは床面よりそれぞれ両側に 1 m 以上施設されている場合、壁、或いは床と金属のすき間に、モルタル等の不燃材料を充填することによって政令の規定を満足します。（建築基準法施行令第 112 条 20 項、129 条の 2 の 4 第 1 項第七号）</p> <p>尚、金属管の端部は耐熱シール材等で密閉することが望ましいです</p> <p>(2) 硬質塩化ビニル管に関しては以下の条件を満足している場合、壁、或いは床と硬質塩化ビニル管のすき間にモルタルその他の不燃材料を充填することによって規定を満たします。（平成 12 年 5 月 31 日建設省告示 1422 号）</p> <p>① その太さは、外径 90 mm 以下、肉厚 5.5 mm 以上であること。※</p> <p>② 内部に電線を挿入していない予備配管にあっては、当該間の先端を密閉してあること。</p> <p>尚、電線管に関する大臣認定工法を用いる場合には、この限りではありません。</p> <p>※但し、運用面では外径 90 mm 以下の VE 管が認められている。（建築設備設計・施工上の運用指針 2019 年版表 1-3-2）</p>

No.	Q	A
認定 19	合成樹脂可とう管（P F管）の区画貫通部防火措置工法にはどのようなものがあるか？	<p>防火区画の貫通部にP F管を直接貫通させての使用はできません。しかし、図のようにそれぞれ両側1 m以内の距離に不燃材料の管を使用し、かつ防火区画と不燃材料の管とのすき間をモルタル等の不燃材料で埋め、その管の中にP F管を配管する場合は使用できます。</p> <p>不燃材料の管の端部は耐熱シール材等で密閉する事が望ましいです。（建築基準法施行令第112条第20項及び、第129条の2の4第1項第七号）</p>  <p>尚、合成樹脂可とう管に関する大臣認定工法を用いる場合にはこの限りではありません。</p>
認定 20	消防法にいう令8区画に対して大臣認定工法を採用しても良いか？	消防法施行令第8条に規定されている耐火構造の壁や床をケーブル配線が貫通する事は認められていません。
認定 21	ワイヤリングダクトが防火区画を貫通する場合の大臣認定工法はあるか？	ワイヤリングダクトを対象とした大臣認定工法はありません。但し、金属ダクトで貫通する場合については電気設備工事共通仕様書及び工事標準図と建築設備設計・施工上の指導指針に参考例として施工方法が記載されています。
認定 22	予備の開口はどのようにすべきか？	予備とはいって、貫通孔であり、国土交通大臣認定工法で施工すべきです。実際の施工方法に関しては、事前に所轄行政や指定確認検査機関に確認をお願いします。

No.	Q	A
認定 23	国土交通大臣認定番号の「PS060WL」「PS060FL」はどういう意味ですか？	<p>次のような意味になります。</p> <p>P S は、「<u>P</u>ipes pass through fire <u>S</u>eparation of <u>q</u>uasi-<u>f</u>ire <u>p</u>roof <u>c</u>onstruction」（準耐火構造の防火区画を貫通する管）の略表記になります。</p> <p>060 は 60 分</p> <p>W L は Wall (壁)、F L は Floor (床) の略になります。</p> <p>大臣認定番号は、次のように表記されているはずです。</p> <p>例) P S 0 6 0 F L - ○○○○</p> <p>これらの意味は、まず最初に認定を受けている構造の名前の、英語表記の略号がアルファベットで表記されています。大概が 2 文字です。次に、性能評価試験によって要求性能を満たしている時間が分で書かれています。次に、その構造の部位が書かれています。これも英語表記の略号です。そして最後に、ハイフンの後、その認定工法固有の通算番号が 4 衔の数字で書かれています。</p> <p>つまり、認定番号の中に「F L」と書いてある認定工法は、壁には使えないことが、番号を見ただけで分かるようになっています。</p>
認定 24	20 分の耐火（遮炎）性能が必要な防火区画等の貫通部措置はどのようなものがあるか？	適当な認定が無い場合、より長い時間の耐火性能を確認した国土交通大臣認定を適用してください。実際の施工方法に関しては、事前に所轄行政や指定確認検査機関に確認をお願いします。
認定 25	45 分の耐火（遮炎）性能が必要な防火区画等の貫通部措置はどのようなものがあるか？	適当な認定が無い場合、より長い時間の耐火性能を確認した国土交通大臣認定を適用してください。実際の施工方法に関しては、事前に所轄行政や指定確認検査機関に確認をお願いします。
認定 26	国土交通大臣認定番号の 4 衔の数字は何か？	改正建築基準法のもとで評価が行われた認定の固有の番号であり、0001 から始まる連続した数字です。9000 番代は、旧 BCJ 評定を読み替えた移行認定になります。
認定 27	旧 BCJ 評定はどうなった？	法改正にあたって、読み替えが行われた旧 BCJ 評定は、1 時間耐火性能の大蔵認定になりました。※「移行認定」と呼びています。
認定 28	認定の「留意事項」とは何か？	旧 BCJ 評定で、中空壁に適用できる場合に、留意すべき事項が追記されたものです。※留意事項の無い移行認定は、中空壁に適用できません。
認定 29	留意事項に示されている図のとおりに施工する必要があるか？	<p>留意事項の図は参考例であり、「炎を中空壁内部に入れないように配慮する」構造となっています。実際の施工方法に関しては、事前に所轄行政や指定確認検査機関に確認をお願いします。</p> <p>詳しくは当協議会発行の技術資料(第 15 号)をご参照ください。(当協議会ホームページ(工法 Q & A 認定 29)より閲覧できます。https://www.cfaj.gr.jp)</p>

No.	Q	A
認定30	認定範囲より薄い壁や床の貫通部の場合は、どのように施工するか？	認定範囲を満足するように、モルタル・石こうボード・ケイ酸カルシウム板等不燃材で厚さを増して下さい。実際の施工方法に関しては、事前に所轄行政や指定確認検査機関に確認をお願いします。
認定31	強化天井をケーブル・配線が貫通する場合は、どのように施工すれば良いか？	給水管、配電管その他の管が強化天井を貫通する場合においては、当該管と強化天井との隙間をロックウールなどの不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令第129条の2の4第1項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとしてください。 ※照明器具等の配線貫通部については、技術的助言（国住指第669号：平成28年6月1日）が出されています。
認定32	埋設して貫通している場合の大臣認定はあるか？	大臣認定はありません。※大臣認定評価の対象外
認定33	埋設貫通部はどのようにすべきか？	壁や床から1mの範囲以上を埋設させた構造は、令第129条の2の4第1項第七号イに適合するものとして扱います。なお、1m範囲内の埋設させた構造については、1時間遮炎性能を確認したものがあります。
認定34	梁をケーブルが貫通する場合の大臣認定はあるか？	梁そのものを防火区画等とみなした国土交通大臣認定はありません。※大臣認定評価の対象外部分
認定35	梁をケーブルが貫通する場合はどのように施工すべきか？	中空壁に適用できる認定を選択し、中空壁内に梁を納めることにより施工できます。実際の施工方法に関しては、事前に所轄行政や指定確認検査機関に確認をお願いします。
認定36	木造建築物の防火区画貫通部はどのように施工すべきか？	令第129条の2の4第1項第七号イ、ロ、ハいずれかの規定に適合する工法によらなければなりません。
認定38	木造建築物の防火区画貫通部へ、RC造等に適用する大臣認定を施工することはできるか？	開口部を、不燃材もしくは壁や床の耐火被覆等で仕上げた上で適用することは可能です。実際の施工方法に関しては、事前に所轄行政や指定確認検査機関に確認をお願いします。
認定39	電線管等の端部はどのようにすべきか？	国土交通大臣認定で端部措置方法の記載が無い場合、特に措置する必要はありません。但し、安全上（煙の拡散対策）のためにも、パテ等で隙間を埋めることを推奨します。
認定41	スイッチ・コンセント部分の大臣認定はありますか？	通常使用される構造での大臣認定はありません。全て、施工途中の限定的な形での大臣認定となっていますので、適用については、事前に所轄行政や指定確認検査機関に確認をお願いします。
認定42	スイッチ・コンセント部分の耐火措置はどのようなものがありますか？	ボックス部分へのロックウール裏当て措置などの方法が「木造建築物の防・耐火設計マニュアル（一財）日本建築センター 平成29年発行」に記されています。

認定 43	押し出し成型セメント板に 適用する場合はどのように すべきか？	押し出し成型セメント板は、内部に空間を有する建材であり、 類似の配慮が必要な、中空壁への適用が可能な国土交通大臣 認定で施工すべきです。実際の施工方法に関しては、事前に 所轄行政や指定確認検査機関に確認をお願いします。
----------	---------------------------------------	--

4. 材料について

No.	Q	A
材料 1	防火材料とは何を指すか？	<p>建設省通達昭和 44 年住指発第 325 号「防火材料認定要領」の中で、不燃材料、準不燃材料、難燃材料、更に準難燃材料を総称して「防火材料」と定義していますが、建設省通達平成 12 年住指発第 682 号第 2 「防火に関する基準の見直しについて」の中で、不燃材料、準不燃材料及び難燃材料について、「技術的基準に適合するものとして、不燃材料等である建築材料」と記されており、現在の建築基準法、建築基準法施行令、建設省告示には、準難燃材料に関する規定は述べられておりません。</p>
材料 2	不燃材料とはどのように規定されているか？	<p>建築基準法第 2 条第九号に、建築材料のうち、不燃性能に関して政令で定める基準に適合し、国土交通大臣が定めたものあるいは認定したものと定められています。</p> <p>政令では、その技術的基準は加熱開始後 20 分間次の要件を満足することとしています。(建築基準法施行令第 108 条の 2)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 燃焼しないもの 2. 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること 3. 避難上有害な煙またはガスを発生しないものであること。 <p>また、国土交通大臣が定めた不燃材料は、平成 12 年 5 月 30 日建設省告示第 1400 号(平成 16 年 9 月 29 日国土交通省告示第 1178 号により改正)にて以下の様に示されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンクリート、2. れんが、3. 瓦 4. 陶磁器質タイル、5. 繊維強化セメント板 6. 厚さが 3 mm 以上のガラス繊維混入セメント板 7. 厚さが 5 mm 以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板 8. 鉄鋼、9. アルミニウム、10. 金属板 11. ガラス、12. モルタル、13. しっくい、 14. 厚さが 10 mm 以上の壁土、15. 石 16. 厚さが 12 mm 以上の石膏ボード(ボード用原紙の厚さが 0.6 mm 以下のものに限る) 17. ロックウール、18. グラスウール板 <p>不燃材料の指定方法であった昭和 45 年建設省告示第 1828 号は廃止され、国土交通大臣の認定を受けるための不燃性能は、国土交通大臣に指定された指定性能評価機関による不燃性能試験に規定され、次の(1) 又は(2) のいずれかを満足した場合、不燃材料と認められます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 不燃性試験又は発熱性試験のいずれかに合格し、かつガス有毒性試験に合格したもの。 (2) 不燃性試験又は発熱性試験のいずれかに合格し、かつ不燃材料の基材に化粧を施したもので、その化粧層の有機化合物の合計質量が $200 \text{ g} / \text{m}^2$ 以下のもの、及び予め基材の表面に木質系の材料等が施されている場合の化粧層の有機質は、表面に木質系部分を加味した総有機質の合計質量が $400 \text{ g} / \text{m}^2$ 以下のもの。

No.	Q	A
材料3	準不燃材料とはどのように規定されているか？	<p>建築基準法施行令第1条第五号に建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後10分間、不燃材料の技術的基準と同じ3項目の要件を満足したとして、国土交通大臣が定めたものあるいは認定したものを準不燃材料として定められています。</p> <p>また、国土交通大臣が定めた準不燃材料として、平成12年5月30日建設省告示第1401号にて以下の様に示されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不燃材料のうち国土交通大臣が定めたもの 2. 厚さが9mm以上の石膏ボード(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る) 3. 厚さが15mm以上の木毛セメント板 4. 厚さが9mm以上の硬質木片セメント板(かさ比重が0.9以上のものに限る) 5. 厚さが30mm以上の木片セメント板(かさ比重が0.5以上のものに限る) 6. 厚さが6mm以上のパルプセメント板 <p>また、国土交通大臣の認定を受けるための準不燃性能は、国土交通大臣に指定された指定性能評価機関による準不燃性能試験に規定され、次の(1)又は(2)のいずれかを満足した場合、準不燃材料と認められます。</p> <p>(1) 発熱性試験又は模型箱試験のいずれかに合格し、かつガス有毒性試験に合格したもの。</p> <p>(2) 発熱性試験又は模型箱試験のいずれかに合格し、かつ不燃材料又は準不燃材料の基材に化粧を施したもので、その化粧層の有機化合物の合計質量が不燃材料の基材にあっては200g/m²以下のもの、準不燃材料の基材にあっては100g/m²以下のもの、及び予め基材の表面に木質系の材料等が施されている場合の化粧層の有機質は、表面に木質系部分を加味した総有機質の合計質量が400g/m²以下のもの。</p> <p>また、これらの性能を規定化し明確化したこと、準不燃材料といえば、不燃材料を含み、上位構造が下位構造を含むこととして整理されています。</p>

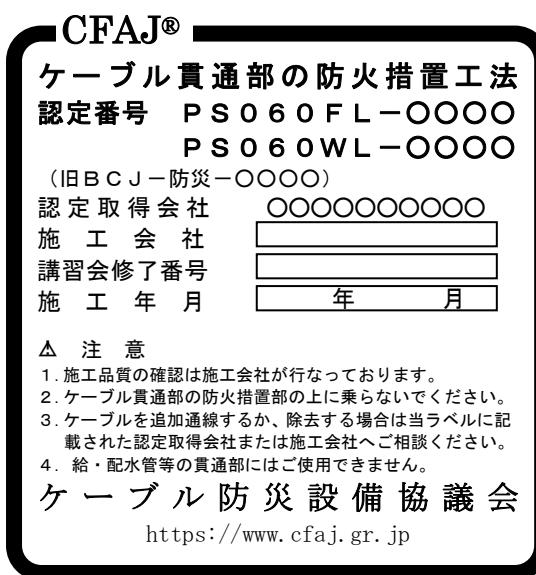
No.	Q	A																
材料4	難燃材料とはどのように規定されているか？	<p>建築基準法施行令第1条第6号に建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後5分間、不燃材料の技術的基準と同じ3項目の要件を満足したとして、建設大臣が定めたものあるいは認定したものと難燃材料として定められています。</p> <p>また、国土交通大臣が定めた難燃材料として、平成12年5月30日建設省告示第1402号にて以下の様に示されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 準不燃材料のうち国土交通大臣が定めたもの 2. 難燃合板で厚さが5.5mm以上のもの 3. 厚さが7mm以上の石膏ボード（ボード用厚さが0.5mm以下のものに限る） <p>また、国土交通大臣の認定を受けるための難燃性能は、国土交通大臣に指定された指定性能評価機関による難燃性能試験に規定され、次の(1)又は(2)のいずれかを満足した場合、難燃材料と認められます。</p> <p>(1) 発熱性試験又は模型箱試験のいずれかに合格し、かつガス有毒性試験に合格したもの。</p> <p>(2) 発熱性試験又は模型箱試験のいずれかに合格し、かつ不燃材料、準不燃材料又は難燃材料の基材に化粧を施したもので、その化粧層の有機化合物の合計質量が不燃材料の基材にあっては200g/m²以下のもの、準不燃材料及び難燃材料の基材にあっては100g/m²以下のもの、及び予め基材の表面に木質系の材料等が施されている場合の化粧層の有機質は、表面に木質系部分を加味した総有機質の合計質量が400g/m²以下のもの。</p> <p>また、これらの性能を規定化し明確化したこと、難燃材料といえば準不燃材料、不燃材料を含む事となり、前項目と同様、上位構造が下位構造を含むこととして整理されています。</p>																
材料5	建築材料を性能試験によつてまとめるとどのようになるか？	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>建築材料 性能試験</th> <th>不燃 材 料</th> <th>準不燃 材 料</th> <th>難燃 材 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不燃性試験 または 発熱性試験</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>模型箱型試験 または 発熱性試験</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ガス有毒性試験</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>○……適用を受ける試験項目</p> <p>※ 準不燃材料と難燃材料に適用される試験項目は同じでも、判定の基準が異なるなどの違いがあります。</p>	建築材料 性能試験	不燃 材 料	準不燃 材 料	難燃 材 料	不燃性試験 または 発熱性試験	○			模型箱型試験 または 発熱性試験		○	○	ガス有毒性試験	○	○	○
建築材料 性能試験	不燃 材 料	準不燃 材 料	難燃 材 料															
不燃性試験 または 発熱性試験	○																	
模型箱型試験 または 発熱性試験		○	○															
ガス有毒性試験	○	○	○															

No.	Q	A
材料6	大臣認定工法に使用される材料にはどんなものがあるか？	耐熱シール材、ロックウール、特殊耐火充填材、耐熱レジン材、けい酸カルシウム板、特殊耐火板、延焼防止塗料、延焼防止シート等があります。
材料7	性能評価書に記載されている材料と同種類の材料であって、メーカーの異なる材料を使用した場合、大臣認定工法といえるか？	性能評価書に記載されている材料が使用され、その通りの工法が実施されてはじめて大臣認定工法といえます。従って、同種、同性能であってもメーカーの異なるものを用いた場合は大臣認定工法とはいえません。 但し、けい酸カルシウム板とロックウールについては建設省告示第1400号に従う材料であれば使用できます。
材料8	大臣認定工法を認定通りに施工した上で、追加措置をしても良いか？	基本的に大臣認定工法の性能を損なわない追加措置は許されます。例えばケーブル延焼防止塗料の塗布等。
材料9	防火区画貫通部措置工法に使用されている材料にアスベストは含まれているのか？	現在加盟各社が販売している製品にアスベストを含有しているものはありません。 過去の製品の一部にはアスベストを含有しているものがあります。区画貫通部措置について解体・改修を行う際は、当該各社に確認の上、適正に処置してください。 当協議会ホームページにも、アスベスト含有製品について説明をしております。ご参照ください。 当協議会ホームページ https://www.cfa.j.gr.jp
材料10	ロックウールとアスベストはどのように違うのか？	ロックウールは岩綿とも呼ばれ、工業製品です。アスベストは石綿とも呼ばれ、天然鉱産物で異なるものです。 ロックウールは、けい酸質岩石、玄武岩、石灰岩、スラグ等の溶融物より生成された非結晶ガラス質纖維です。一方、アスベストは蛇紋岩や角閃石に地殻変動などの原因で熱水が作用し、霜柱上に自然に結晶質化した纖維で、微細な小纖維の束からなっています。

5. 工法の品質管理について

No.	Q	A
品管 1	ケーブル防災設備協議会とはどのような団体か？	<p>ケーブル防災設備協議会（略称C F A J）は、防火区画貫通部の防火措置工法の国土交通大臣認定（2000年6月以前はB C J評定）を取得し、それを生業とする法人が加盟してきた団体です。主にケーブル配線の防火区画貫通部における防火措置工法の技術・品質向上と普及を図ることを通して業界が健全に発展し、もって社会に貢献することを目的として、1987年4月に設立されました。</p> <p>これまで、法令集、工法一覧、Q & A等の従来の技術や制度のまとめ、「工法表示ラベル」制度の確立と普及、行政の指導指針に対する提案、技術指導サービス、又、海外のケーブル防災事情調査などの活動を行っています。</p>
品管 2	「工法表示ラベル」とはどのようなものか？	<p>国土交通大臣認定工法通りに施工されたケーブル配線の防火区画貫通部の防火措置に対して、ケーブル防災設備協議会会員が発行するラベルです。工法表示ラベルは、大臣認定番号、認定取得社名、施工会社名、施工年月などの情報を表示することを目的としています。（過去にB C J評定を取得している工法については、評定番号を記しています。）</p> <p>尚、2025年版「建築設備設計・施工上の運用指針」及び2003年版「東京都建築設備行政に関する設計・施工上の指針」には、性能評定マーク若しくは工法表示ラベルを工法施工場所の容易にわかる位置に貼ることと指導されています。</p>

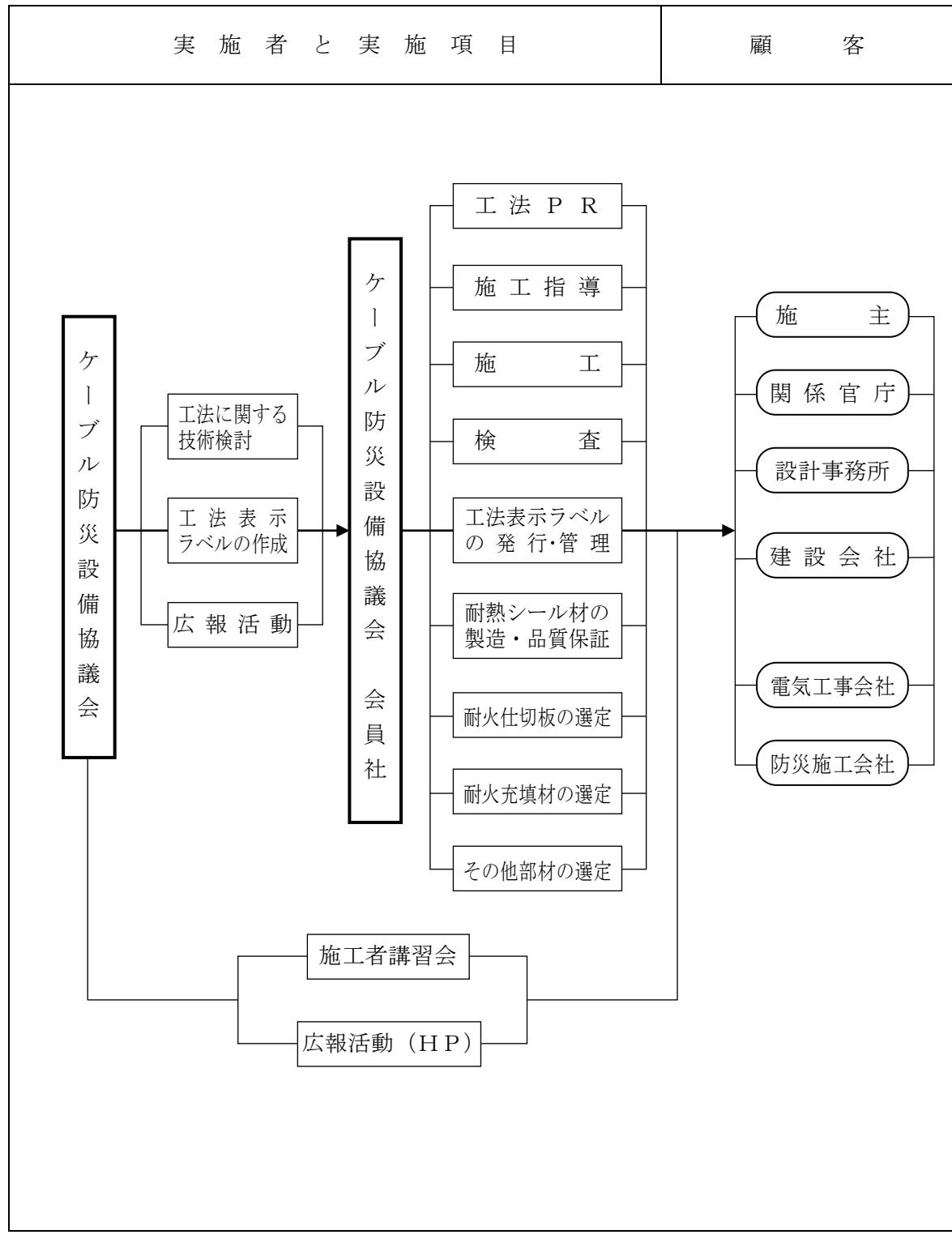
工法表示ラベル例



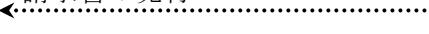
- ※ 2000年6月以降に認定取得したものには、BCJ評定番号は記載されておりません。
- ※ 縁取りとロゴの色は、2000年5月迄に取得しているものに関しては、ケーブル貫通部が赤色、バスダクト貫通部が緑色。それ以降のものは、区別無く青色です。

No.	Q	A
品管 3	国土交通大臣認定工法の品質管理について、ケーブル防災設備協議会での規定があるか？	成文化されていませんが、品質管理体制の概略を別図フローチャートに示します。 1. 品質管理実施者、実施項目と顧客 2. クレーム処理

1. 品質管理実施者、実施項目と顧客のフローチャート



No.	Q	A
	2. クレーム処理のフローチャート	<pre> graph TD Customer[顧客] --> Complaint[苦情申し立て] Complaint --> CFAJ[CFAJ 当該会員社] CFAJ --> Disposal[処置・回答] CFAJ --> CFAJ_Council[CFAJ 技術委員会 ①苦情内容検討 ②処置指示 ③再発防止策検討] CFAJ_Council --> CFAJ CFAJ_Council -.-> Disposal CFAJ -.-> Disposal </pre> <p>The flowchart illustrates the claim handling process. It begins with a 'Customer' (顧客) reporting a complaint ('苦情申し立て'). This leads to the 'CFAJ Member Company' ('CFAJ 当該会員社'), which then provides a 'Treatment/Response' ('処置・回答'). Simultaneously, the 'CFAJ Technical Committee' ('CFAJ 技術委員会') performs three tasks: ① examining the content of the complaint, ② issuing treatment instructions, and ③ reviewing measures to prevent future occurrences. There are feedback loops between the 'CFAJ Member Company' and both the 'Customer' and the 'Treatment/Response' stage, as well as a feedback loop from the 'CFAJ Technical Committee' back to the 'CFAJ Member Company'.</p>
品管 4	防火区画貫通部を国土交通大臣認定工法で施工する場合、施工者には講習の受講や資格が必要か？	<p>法律では、施工に関する講習の義務付け、資格の取得を規定していませんが、国土交通大臣認定工法は、認定通りの材料を使って、認定通りに施工した時に初めて効力を発揮するもので、工法内容の理解が非常に重要となっております。したがって、ケーブル防災設備協議会主催の『講習会』、または認定取得会社が主催する「工法説明会」、「講習」等へ積極的に参加することをお奨めいたします。</p> <p>また、資格ではありませんが、協議会主催の『講習会』に参加され、一定のレベルの技術・知識を保有、理解されたと確認できた方には、修了書及び修了番号を発行いたします。尚、修了番号は、工法表示ラベルに記載することが出来ます。修了書及び修了番号は加盟各社で開催する講習会でも取得することができます。詳しくは加盟各社にお問い合わせください。</p>
品管 5	講習会とはどのようなものか？	<p>2002年より、ケーブル防災設備協議会が主催で行う、認定工法施工の技術力及び安全性向上のための講習会です。営利目的ではなく、会場代やテキストなどの実費のみを受験者にご負担頂くものです。開催日・会場につきましては、下記にお問い合わせ下さい。</p> <p>TEL 03(3546)8750 FAX 03(3542)6037 当協議会ホームページ https://www.cfaj.gr.jp</p>

No.	Q	A
品管 6	工法表示ラベルの請求には どのような手続きがある か？	<p>『工法表示ラベル』の手続きは以下の様になっております。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 施工者 </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <p style="margin: 0;">工法表示ラベル・請求書の請求</p>  <p style="margin: 0;">請求書の発行</p>  <p style="margin: 0;">請求書に記入ご返送</p>  <p style="margin: 0;">『工法表示ラベル』の発行（注1）</p>  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 認定取得社 (会員) </div> </div> <p>(注1) ラベル発行は請求書受取り後、約10日を要します。 (注2) 工法表示ラベルは1つの防火措置に対して1枚発行いたします。キット品は工法表示ラベルを添付している場合があります。</p>
品管 7	国土交通大臣認定工法の中でロックウールの充填密度が条件に規定されているが、どのように管理すればよいか？	充填後に密度管理をすることは困難なので、施工時の管理が重要となります。開口内体積と充填密度から充填量を算出し、これに見合う量を充填します。なお、ケーブルを撤去した時には、充填密度が低下しますので、追加充填が必要になります。
品管 8	難燃ケーブルを使用した場合、大臣認定工法で施工しなくてもよいか？	ケーブルの種類によらず、大臣認定工法での施工が必要です。
品管 9	認定工法通りに施工できない場合どのようにすればよいか？ (例) <ul style="list-style-type: none">・ケーブルのすき間が狭い。・開口部が狭いところにあり手も体も入らない。	認定工法通り施工できるよう、指定確認検査機関を含めて関係各所と相談を行ってください。

6. 関連法令抜粋

6.1 建築基準法 (P37)

6.1-1 第2条 用語の定義

(第一号 建築物、第二号 特殊建築物、第五号 主要構造部、第六号 延焼のおそれのある部分、第七号 耐火構造、第七の二号 準耐火構造、第八号 防火構造、第九号 不燃材料、第9の二号 耐火建築物、第9の三号 準耐火建築物)

6.1-2 第26条 防火壁等

6.1-3 第36条 この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準

6.2 建築基準法施行令 (P39)

6.2-1 第2条第1項八	面積、高さ等の算定方法
6.2-2 第107条第1~3	耐火性能に関する技術的基準
6.2-3 第107条の2第1~3	準耐火性能に関する技術的基準
6.2-4 第108条	防火性能に関する技術的基準
6.2-5 第108条の2	不燃性能及びその技術的基準
6.2-6 第108条の3	主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分
6.2-7 第109条の5	大規模の建築物の特定主要構造部の性能に関する技術的基準
6.2-8 第109条の7	大規模の建築物の壁、柱、床その他の部分又は性能に関する技術的基準
6.2-9 第109条の7	別の建築物とみなすことができる部分
6.2-10 第110条	法第27条第1項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の性能に関する技術的基準
6.2-11 第112条	防火区画（第1項～第11項、第16項、第18項、第20項）
6.2-12 第113条	木造等の建築物の防火壁及び防火床（第2項）
6.2-13 第114条	建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁（第5項）
6.2-14 第129条の2の4	給水、排水その他の配管設備の設置及び構造（第1項第七号）

6.3 建設省告示 (P46)

6.3-1 第1432号 H12.5.31	可燃物燃焼温度を定める件
6.3-2 第1400号 H12.5.30	不燃材料を定める件
6.3-3 第1401号 H12.5.30	準不燃材料を定める件
6.3-4 第1402号 H12.5.30	難燃材料を定める件
6.3-5 第1378号 H12.5.26	耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件
6.3-6 第1385号 H12.5.26	準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件
6.3-7 第1422号 H12.5.31	準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件

6.4 建設省通達 (P51)

6.4-1 住指発第682号 H12.6.1 建築基準法の一部を改正する法律の施行について

6.5 消防庁告示・通知 (P51)

6.5-1 第2号 H17.3.25	特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件
6.5-2 第4号 H17.3.25	特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件
6.5-3 消防予第53号	令8区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて

6.6 国土交通省告示 (P54)

6.6-1 第193号 令和元年6月21日	建築基準法第21条第1項の規定に基づき、建築基準法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件
6.6-2 第694号 平成28年4月22日	強化天井の構造方法を定める件
6.6-3 第227号 令和6年3月26日	壁等の構造方法を定める件
6.6-4 第284号 令和6年3月29日	建築基準法第21条第2項の規定に規定する建築物の部分又は防火設備の構造方法を定める件。

6.7 国土交通省通達 (P60)

6.7-1 平成28年6月1日国土交通省国住指第669号

6.1 建築基準法

6.1-1 (用語の定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。
- 二 特殊建築物 学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。
- 三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。
- 四 居室 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。
- 五 主要構造部 壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、最下階の床、廻り舞台の床、小ぱり、ひさし、局部的小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。
- 六 延焼のおそれのある部分 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物（延べ面積の合計が500m²以内の建築物は、1の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線（口において「隣地境界線等」という。）から、1階にあっては3m以下、2階以上にあっては5m以下の距離にある建築物の部分をいいます。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する部分を除きます。
 - イ 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分
 - ロ 建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生する通常の火災における火熱により燃焼するおそれのないものとして国土交通大臣が定める部分
- 七 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- 七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の3口及び第26条第2項第二号において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- 八 防火構造 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しつくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- 九 不燃材料 建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- 九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。
 - イ その主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分以外の部分（以下「特定主要構造部」という。）が、（1）又は（2）のいずれかに該当すること。
 - (1) 耐火構造であること。
 - (2) 次に掲げる性能（外壁以外の特定主要構造部にあっては、（i）に掲げる性能に限る。）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

- (i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。
 - (ii) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。
- ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第27条第1項において同じ。）に関する政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。
- 九の三 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。
- イ 主要構造部を準耐火構造としたもの
- ロ イに掲げる建築物以外の建築物であって、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの

6.1-2 (防火壁等)

- 第26条** 延べ面積が1,000m²を超える建築物は、防火上有効な構造の防火壁又は防火床にあって有効に区画し、かつ、各区分の床面積の合計をそれぞれ1,000m²以内としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。
- 一 耐火建築物又は準耐火建築物
 - 二 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物で、次のイ又はロのいずれかに該当するもの
 - イ 主要構造部が不燃材料で造られたものその他これに類する構造のもの
 - ロ 構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合するもの
 - 三 畜舎その他の政令で定める用途に供する建築物で、その周辺地域が農業上の利用に供され、又はこれと同様の状況にあって、その構造及び用途並びに周囲の状況に鑑み避難上及び延焼防止上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの
- 2 防火上有効な構造の防火壁又は防火床によつて他の部分と有効に区画されている部分（以下この項において「特定部分」という。）を有する建築物であつて、当該建築物の特定部分が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該特定部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に第2条第九号の二ロに規定する防火設備を有するものに係る前項の規定の適用については、当該建築物の特定部分及び他の部分をそれぞれ別の建築物とみなし、かつ、当該特定部分を同項一に該当する建築物とみなす。
- 一 当該特定部分の特定主要構造部が耐火構造であるもの又は第2条第九号の2イ（2）に規定する性能と同等の性能を有するものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの
 - 二 当該特定部分の主要構造部が準耐火構造であるもの又はこれと同等の準耐火性能を有するものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの（前号に該当するものを除く。）

6.1-3 (この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準)

- 第36条** 居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所、防火壁、防火床、防火区画、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。

6.2 建築基準法施行令

6.2-1 (面積、高さ等の算定方法)

第2条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

八 階数 昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分又は地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分で、水平投影面積の合計がそれぞれ当該建築物の建築面積の1/8以下のものは、当該建築物の階数に算入しない。また、建築物の一部が吹抜きとなっている場合、建築物の敷地が斜面又は段地である場合その他建築物の部分によって階数を異にする場合においては、これらの階数のうち最大なものによる。

6.2-2 (耐火性能に関する技術的基準)

第107条 法第2条第七号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 次の表の上欄に掲げる建築物の部分にあっては、当該各部分に通常の火災による火熱が同表の下欄に掲げる当該部分の存する階の区分に応じそれぞれ同欄に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

建築物の部分		壁		柱	床	はり	屋根	階段
		間仕切り壁(耐力壁に限る。)	外壁(耐力壁に限る)					
時間	最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以下の階	1時間	1時間	1時間	1時間	1時間	30分間	30分間
	最上階から数えた階数が5以上で9以下の階	1.5時間	1.5時間	1.5時間	1.5時間	1.5時間		
	最上階から数えた階数が10以上で14以下の階	2時間	2時間	2時間	2時間	2時間		
	最上階から数えた階数が15以上で19以下の階	2時間	2時間	2.5時間	2時間	2.5時間		
	最上階から数えた階数が20以上の階	2時間	2時間	3時間	2時間	3時間		

備考

- 一 第2条第1項第八号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の当該屋上部分は、この表の適用については、建築物の最上階に含まれるものとする。
- 二 この表における階数の算定については、第2条第1項第八号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、全て算入するものとする。
- 二 前号に掲げるもののほか、壁及び床にあって、これらに通常の火災による火熱が1時間(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては、30分間)加えられた場合に、当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る)の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として国土交通大臣が定める温度(以下「可燃物燃焼温度」という。)以上に上昇しないものであること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が1時間(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30分間)加えられた場合に、屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

6.2-3 (準耐火性能に関する技術的基準)

第107条の2 法第2条第七号の二の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	45 分間
外壁（耐力壁に限る。）		45 分間
柱		45 分間
床		45 分間
はり		45 分間
屋根（軒裏を除く。）		30 分間
階段		30 分間

- 二 壁、床及び軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下この号において同じ。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間（非耐力壁である外壁及び軒裏（いずれも延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあっては、30 分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
- 三 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間（非耐力壁である外壁（延焼のおそれのある部分以外の部分に限る）及び屋根にあっては、30 分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

6. 2-4 (防火性能に関する技術的基準)

第 108 条 法第 2 条第八号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 耐力壁である外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- 二 外壁及び軒裏にあっては、これらに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

6. 2-5 (不燃性能及びその技術的基準)

第 108 条の 2 法第 2 条第九号の政令で定める性能及びその技術的基準は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間次の各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあっては、第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしていることとする。

- 一 燃焼しないものであること。
- 二 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。
- 三 避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること。

6. 2-6 (主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分)

第 108 条の 3 法第 2 条第九号の 2 イの政令で定める部分は、主要構造部のうち、次の各号のいずれにも該当する部分とする。

- 一 当該部分が、床、壁又は第 109 条に規定する防火設備（当該部分において通常の火災が発生した場合に建築物の他の部分又は周囲への延焼を有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）で区画されたものであること。
- 二 当該部分が避難の用に供する廊下その他の通路の一部となつている場合にあっては、通常の火災時において、建築物に存する者の全てが当該通路を経由しないで地上までの避難を終了することができるものであること。

6. 2-7 (大規模の建築物の特定主要構造部の性能に関する技術的基準)

第 109 条の 5 法第 21 条第 1 項本文の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 次に掲げる基準
- イ 次の表の上欄に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表の下欄に掲げる時間において時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	通常火災終了時間（通常火災終了時間が45分間未満である場合にあっては、45分間。以下この号において同じ。）
	外壁（耐力壁に限る。）	通常火災終了時間
柱		通常火災終了時間
床		通常火災終了時間
はり		通常火災終了時間
屋根（軒裏を除く。）	30分間	
階段	30分間	

- ロ 壁、床及び屋根の軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下このロにおいて同じ。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後通常火災終了時間（非耐力壁である外壁及び屋根の軒裏（いずれも延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあっては、30分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
- ハ 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後通常火災終了時間（非耐力壁である外壁（延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）及び屋根にあっては、30分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。
- 二 第107条各号又は第108条の3第1項第一号イ及びロに掲げる基準

6.2-8（大規模の建築物の壁、柱、床その他の部分又は防火設備の性能に関する技術的基準）

第109条の7 法第21条第2項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 主要構造部の部分及び袖壁、扉その他これらに類する建築物の部分並びに防火設備の構造が、当該建築物の周辺高火熱面積の規模を避難上及び消火上必要な機能の確保に支障を及ぼさないものとして国土交通大臣が定める規模以下とができるものであること。
- 二 特定主要構造部が第109条の5各号のいずれかに掲げる基準に適合すること。

6.2-9（別の建築物とみなすことができる部分）

第109条の8 法第21条第3項、法第27条第4項（法第87条第3項において準用する場合を含む。）及び法第61条第2項の政令で定める部分は、建築物が火熱遮断壁等（壁、柱、床その他の建築物の部分又は第109条に規定する防火設備（以下この条において「壁等」という。）のうち、次に掲げる技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分とする。

- 一 当該壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて火災が継続することが予測される時間をいう。以下この条において同じ。）加えられた場合に、当該壁等が構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- 二 当該壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）のうち防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるもの以外のもの（ロにおいて「特定非加熱面」という。）の温度が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める温度以上に上昇しないものであること。
- イ ロに掲げる場合以外の場合 可燃物燃焼温度
- ロ 当該壁等が第109条に規定する防火設備である場合において、特定非加熱面が面する室について、国土交通大臣が定める基準に従い、内装の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置が講じられているとき 可燃物燃焼温度を超える温度であつて当該措置によって当該室における延焼を防止することができる温度として国土交通大臣が定める温度
- 三 当該壁等に屋内において発生する通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該壁等が屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

- 四 当該壁等に通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊によって生ずる応力が伝えられた場合に、当該壁等の一部が損傷してもなおその自立する構造が保持されることその他国土交通大臣が定める機能が確保されることにより、当該建築物の他の部分に防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じさせないものであること。
- 五 当該壁等が、通常の火災時において、当該壁等以外の建築物の部分から屋外に出た火炎による当該建築物の他の部分への延焼を有効に防止できるものであること。

6. 2-10 (法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の性能に関する技術的基準)

第 110 条 特定主要構造部の性能に関する法第 27 条第 1 項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

- イ 次の表の上欄に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表の下欄に掲げる時間において時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	特定避難時間（特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。以下同じ。）（特定避難時間が 45 分間未満である場合にあっては 45 分間。以下この号において同じ。）
	外壁（耐力壁に限る。）	特定避難時間
柱		特定避難時間
床		特定避難時間
はり		特定避難時間
屋根（軒裏を除く。）	30 分間	
階段	30 分間	

- ロ 壁、床及び屋根の軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下このロにおいて同じ。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁及び屋根の軒裏（いずれも延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあっては、30 分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
- ハ 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）及び屋根にあっては、30 分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

二 第 109 条の 5 各号のいずれかに掲げる基準

6. 2-9 (防火区画)

第 112 条 法第 2 条第九号の 3 イ若しくはロのいずれかに該当する建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は第 136 条の 2 第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の 2 分の 1 に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が 1500 m²を超えるものは、床面積の合計（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の 2 分の 1 に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）1500 m²以内ごとに 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第 109 条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 1 時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ないものについては、この限りでない。

- 一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分

- 二 階段室の部分等(階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)をいう。第 13 項において同じ。)で 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの
- 2 前項の「1 時間準耐火基準」とは、主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることとする。
- 一 次の表の上欄に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表の下欄に掲げる時間において時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁(耐力壁に限る。)	1 時間
	外壁(耐力壁に限る。)	1 時間
柱		1 時間
床		1 時間
はり		1 時間

- 二 壁(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。)、床及び屋根の軒裏(外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。)にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 1 時間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
- 三 外壁(非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。)にあっては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 1 時間屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。
- 3 特定主要構造部を耐火構造とした建築物の 2 以上の部分が当該建築物の吹抜きとなっている部分その他の一定の規模以上の空間が確保されている部分(以下この項において「空間部分」という。)に接する場合において、当該 2 以上の部分の構造が通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであるときは、当該 2 以上の部分と当該空間部分とが特定防火設備で区画されているものとみなして、第 1 項の規定を適用する。この場合において、同項ただし書中「ものに」とあるのは、「もの又は第 3 項の規定が適用される建築物の同項に規定する空間部分に」とする。
- 4 法第 21 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同条第 3 項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。)若しくは法第 27 条第 1 項(同条第 4 項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の規定により第 109 条の 5 第一号に掲げる基準に適合する建築物(通常火災終了時間が 1 時間以上であるものを除く。)とした建築物、法第 27 条第 1 項の規定により第 110 条第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物(特定避難時間が 1 時間以上であるものを除く。)とした建築物、法第 27 条第 3 項(同条第 4 項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により準耐火建築物(第 109 条の 3 第二号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準(第 2 項に規定する 1 時間準耐火基準をいう。以下同じ。)に適合するものを除く。)とした建築物、法第 61 条第 1 項(同条第 2 項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により第 136 条の 2 第二号に定める基準に適合する建築物(準防火地域内にあるものに限り、第 109 条の 3 第二号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものを除く。)とした建築物又は法第 67 条第 1 項の規定により準耐火建築物等(第 109 条の 3 第二号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものを除く。)とした建築物で、延べ面積が 500 m²を超えるものについては、第 1 項の規定にかかわらず、床面積の合計 500 m²以内ごとに 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁(自動スプリンクラー設備等設置部分(床面積が 200 m²以下の階又は床面積 200 m²以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第 2 条第九号の 2 ロに規定する防火設備で区画されている部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けたものをいう。第 114 条第 1 項及び第 2 項において同じ。)その他防火上支障がないものと

して国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。)を準耐火構造とし、次の各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

- 一 天井の全部が強化天井 (天井のうち、その下方からの通常の火災時の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。次号及び第 114 条第 3 項において同じ。) である階
 - 二 準耐火構造の壁又は法第 2 条第九号の 2 ロに規定する防火設備で区画されている部分で、当該部分の天井が強化天井であるもの
- 5 法第 21 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 27 条第 1 項の規定により第 109 条の 5 第一号に掲げる基準に適合する建築物 (通常火災終了時間が 1 時間以上であるものに限る。) とした建築物、同項の規定により第 110 条第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物 (特定避難時間が 1 時間以上であるものに限る。) とした建築物、法第 27 条第 3 項の規定により準耐火建築物 (第 109 条の 3 第二号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものに限る。) とした建築物、法第 61 条第 1 項の規定により第 136 条の 2 第二号に定める基準に適合する建築物 (準防火地域内にあり、かつ、第 109 条の 3 第二号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものに限る。) とした建築物又は法第 67 条第 1 項の規定により準耐火建築物等 (第 109 条の 3 第二号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものに限る。) とした建築物で、延べ面積が 1000 m²を超えるものについては、第 1 項の規定にかかわらず、床面積の合計 1000 m²以内ごとに 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。
- 6 前 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分で、天井 (天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。) 及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものについては、適用しない。
- 一 体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分
 - 二 第 1 項第二号に掲げる建築物の部分
- 7 建築物の 11 階以上の部分で、各階の床面積の合計が 100m²を超えるものは、第 1 項の規定にかかわらず、床面積の合計 100m²以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第九号の 2 ロに規定する防火設備で区画しなければならない。
- 8 前項の建築物の部分で、当該部分の壁 (床面からの高さが 1.2m 以下の部分を除く。次項及び第 14 項第一号において同じ。) 及び天井の室内に面する部分 (回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。) の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造ったものは、特定防火設備以外の法第 2 条第九号の 2 ロに規定する防火設備で区画する場合を除き、前項の規定にかかわらず、床面積の合計 200 m²以内ごとに区画すれば足りる。
- 9 第 7 項の建築物の部分で、当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったものは、特定防火設備以外の法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備で区画する場合を除き、同項の規定にかかわらず、床面積の合計 500 m²以内ごとに区画すれば足りる。
- 10 前 3 項の規定は、階段室の部分若しくは昇降機の昇降路の部分 (当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)、廊下その他避難の用に供する部分又は床面積の合計が 200 m²以内の共同住宅の住戸で、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備 (第 7 項の規定により区画すべき建築物にあっては、法第 2 条第九号の 2 ロに規定する防火設備) で区画されたものについては、適用しない。
- 11 主要構造部を準耐火構造とした建築物 (特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む) 又は第 136 条の 2 第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物であって、地階又は 3 階以上の階に居室を有するものの堅穴部分 (長屋又は共同住宅の住戸でその階数が 2 以上であるもの、吹抜きとなつてている部分、階段の部分 (当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。)、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分をいう。以下この条において同じ。) については、当該堅穴部分以外の部分 (直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。次項及び第 13 項において同じ。) と準耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第九号の 2 ロに規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する堅穴部分については、この限りでない。
- 一 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなつてている部分、階段の部分その他これらに類する部分でその壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったもの

- 二 階数が 3 以下で延べ面積が 200m² 以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸のうちその階数が 3 以下で、かつ、床面積の合計が 200m² 以内であるものにおける吹抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分
- 16 第 1 項若しくは第 4 項から第 6 項までの規定による 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁(第 4 項に規定する防火上主要な間仕切壁を除く。)若しくは特定防火設備、第 7 項の規定による耐火構造の床若しくは壁若しくは法第 2 条第九号の 2 口に規定する防火設備又は第 11 項の規定による準耐火構造の床若しくは壁若しくは同号口に規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅 90 cm 以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から 50cm 以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。
- 18 建築物の一部が法第 27 条第 1 項 各号、第 2 項各号又は第 3 項各号のいずれかに該当する場合においては、その部分とその他の部分とを 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合においては、この限りでない。
- 20 給水管、配電管その他の管が第 1 項、第 4 項から第 6 項まで若しくは第 18 項の規定による 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第 7 項若しくは第 10 項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第 11 項本文若しくは第 16 項本文の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は同項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するもの（以下この条において「準耐火構造の防火区画」という。）を貫通する場合においては、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。

6.2-10（木造等の建築物の防火壁及び防火床）

第 113 条

- 2 前条第 20 項の規定は給水管、配電管その他の管が防火壁又は防火床を貫通する場合に、同条第 21 項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が防火壁又は防火床を貫通する場合について準用する。

6.2-11（建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁）

第 114 条

- 5 第 112 条第 20 項の規定は給水管、配電管その他の管が第 1 項の界壁、第 2 項の間仕切壁又は前 2 項の隔壁を貫通する場合に、同条第 21 項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道がこれらの界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する場合に準用する。この場合において、同項中「特定防火設備」とあるのは、「第 109 条に規定する防火設備であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」と読み替えるものとする。

6.2-12（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

第 129 条の 2 の 4 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 7 給水管、配電管その他の管が、第 112 条第 20 項の準耐火構造の防火区画、第 113 条第 1 項の防火壁若しくは防火床、第 114 条第 1 項の界壁、同条第 2 項の間仕切壁又は同条第 3 項若しくは第 4 項の隔壁（以下この号において「防火区画等」という。）を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合することとすること。ただし、1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。
- イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に 1m 以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。
- ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。
- ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間（第 112 条第 1 項若

しくは第4項から第6項まで、同条第7項（同条第8項の規定により床面積の合計200m²以内ごとに区画する場合又は同条第9項の規定により床面積の合計500m²以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第10項（同条第8項の規定により床面積の合計200m²以内ごとに区画する場合又は同条第9項の規定により床面積の合計500m²以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第18項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第113条第1項の防火壁若しくは防火床にあっては1時間、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁にあっては45分間）防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

6.3 建設省告示

6.3-1（可燃物燃焼温度を定める件）

平成12年5月31日建設省告示第1432号

建築基準法施行令第107条第二号の規定に基づき、可燃物燃焼温度を次の通り定める。

建築基準法施行令第107条第二号に規定する可燃物燃焼温度は次の各号に掲げる区分と応じ、それぞれ当該各号に定める温度のいずれか高い方の温度とする。

- 一 加熱面以外の面のうち最も温度が高い部分の温度 摂氏200度
- 二 加熱面以外の面の全体について平均した場合の温度 摂氏160度

6.3-2（不燃材料を定める件）

平成12年5月30日建設省告示第1400号（令和4年5月31日 国土交通省告示第599号により改正）

建築基準法第2条第九号の規定に基づき、不燃材料を次のように定める。

建築基準法施行令第108条の2各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあっては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- 一 コンクリート
- 二 れんが
- 三 瓦
- 四 陶磁器質タイル
- 五 繊維強化セメント板
- 六 厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- 七 厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- 八 鉄鋼
- 九 アルミニウム
- 十 金属板
- 十一 ガラス
- 十二 モルタル
- 十三 しっくい
- 十四 厚さが10mm以上の壁土
- 十五 石
- 十六 厚さが12mm以上のセッコウボード（ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。）
- 十七 ロックウール
- 十八 グラスウール板

6.3-3（準不燃材料を定める件）

平成12年5月30日建設省告示第1401号

建築基準法第1条第五号の規定に基づき、準不燃材料を次のように定める。

第1 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間建築基準法施行令（以下令という。）第108条の2

各号に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- 一 不燃材料のうち通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後 20 分間令 108 条の 2 各号に掲げる要件を満たしているもの
 - 二 厚さが 9 mm 以上のセッコウボード（ボード用原紙の厚さが 0.6 mm 以下とのものに限る。）
 - 三 厚さが 15 mm 以上の木毛セメント板
 - 四 厚さが 9 mm 以上の硬質木片セメント板（かさ比重が 0.9 以上のものに限る。）
 - 五 厚さが 30 mm 以上の木片セメント板（かさ比重が 0.5 以上のものに限る。）
 - 六 厚さが 6 mm 以上のパルプセメント板
- 第 2 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間令第 108 条の 2 第一号および第二号に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。
- 一 不燃材料
 - 二 第 1 第二号から第六号までに定めるもの

6.3-4 (難燃材料を定める件)

平成 12 年 5 月 30 日建設省告示第 1402 号

建築基準法施行令第 1 条第六号の規定に基づき、難燃材料を次のように定める。

- 第 1 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 5 分間建築基準法施行令（以下令という。）第 108 条の 2 各号に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。
- 一 準不燃材料のうち通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間令 108 条の 2 各号に掲げる要件を満たしているもの
 - 二 難燃合板で厚さが 5.5 mm 以上のもの
 - 三 厚さが 7 mm 以上のセッコウボード（ボード用原紙の厚さが 0.5 mm 以下とのものに限る。）
- 第 2 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 5 分間令第 108 条の 2 第一号及び第二号に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。
- 一 準不燃材料
 - 二 第 1 第二号及び第三号に定めるもの

6.3-5 (耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件)

平成 12 年 5 月 26 日建設省告示第 1378 号

建築基準法施行令第 115 条の 2 第 1 項第六号の規定に基づき、耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を次のように定める。

耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法は、次の各号に定めるものとする。

- 一 給水管、配電管その他の管と耐火構造の床又は壁とのすき間がモルタルその他の不燃材料で埋められていること。
- 二 給水管、配電管その他の管の構造を建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとすること。ただし、耐火構造の床若しくは壁若しくは特定防火設備で建築物のほかの部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りではない。
- 三 換気、暖房又は冷房の設備の風道の耐火構造の床又は壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第 112 条第 21 項に規定する構造の特定防火設備が同項に規定する防火設備を設ける方法により設けられていること。

6.3-6 (準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分構造方法を定める件)

平成 12 年 5 月 26 日建設省告示第 1385 号

建築基準法施行令第 136 条の 9 の規定に基づき、準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分構造方法を次のように定める。

準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 給水管、配電管その他の管と耐火構造の壁とのすき間がモルタルその他の不燃材料で埋められていること。
- 二 給水管、配電管その他の管の構造を建築基準法施行令第129条の2の4第1項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとすること。ただし、令115条の2の2第1項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造の壁若しくは特定防火設備で建築物のほかの部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りではない。
- 三 換気、暖房又は冷房の設備の風道の耐火構造の床又は壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第112条第21項に規定する構造の防火設備（令114条第5項の規定において準用する令112条第21項に規定する構造の防火設備に限る。）が同項に規定する防火設備を設ける方法により設けられていること。

6.3-7（準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件）

平成12年5月31日建設省告示第1422号（令和7年7月4日 国土交通省告示第509号により改正）

建築基準法施行令第129条の2の4第1項第七号ロの規定に基づき、準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を次のように定める。

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第129条の2の4第1項第七号ロの国土交通大臣が定める数値は、第2第1項に規定する場合を除き、次の表に掲げる給水管、配電管その他の管（以下「給水管等」という。）の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じ、それぞれ同表に定める数値とする。

給水管等の用途	覆いの有無	材質	肉厚	給水管等の外径			
				給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分			
				防火構造	30分耐火構造	1時間耐火構造	2時間耐火構造
給水管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm以上	90mm	90mm	90mm	90mm
			6.6mm以上	115mm	115mm	115mm	90mm
配電管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm以上	90mm	90mm	90mm	90mm
排水管及び排水管に附属する通気管	覆いのない場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	4.1mm以上	61mm	61mm	61mm	61mm
			5.5mm以上	90mm	90mm	90mm	61mm
			6.6mm以上	115mm	115mm	90mm	61mm
	厚さ0.5mm以上の鉄板で覆われている場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm以上	90mm	90mm	90mm	90mm
			6.6mm以上	115mm	115mm	115mm	90mm
			7.0mm以上	141mm	141mm	115mm	90mm

一 この表において、30分耐火構造、1時間耐火構造、2時間耐火構造とは、通常の火災時の加熱にそれぞれ30分、1時間及び2時間耐える性能を有する構造をいう。

二 給水管等が貫通する令第112条第16項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、そで壁その他これに類するものは30分耐火構造とみなす。

三 内部に電線等を挿入していない予備配管にあっては、当該管の先端を密閉してあること。

第2 硬質塩化ビニルで造られた内管（日本産業規格（以下「JIS」という。）K6741（硬質ポリ塩化ビニル管）に規定するVP、HIP若しくはVU、JIS K6742（水道用硬質ポリ塩化ビニル管）に規定するVP若しくはHIP、JIS K6776（耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管）に規定するHT若しくはJIS K9798（リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管）又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）と繊維モルタル（有機物の量が重量の

8%以下のものに限る。) で造られた外管の二層構造とした給水管等 (以下この項において「耐火二層管」という。) が耐火二層管貫通部 2 時間耐火構造、耐火二層管貫通部 1 時間耐火構造、耐火二層管貫通部 1 時間準耐火構造又は耐火二層管貫通部 45 分間準耐火構造 (以下この項において「耐火二層管貫通部構造」という。) の床又は壁を貫通する場合における令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号ロの国土交通大臣が定める数値は、次の表に掲げる外管の肉厚及び外径並びに内管の肉厚 (以下この項において「外管肉厚等」という。) の区分に応じ、それぞれ同表の内管の外径の欄に定める数値とする。

外管	肉厚	6.0mm 以上	6.0mm 以上	6.0mm 以上	6.0mm 以上	6.0mm 以上	6.0mm 以上	6.5mm 以上	7.0mm 以上	7.5mm 以上
	外径	45.5mm 以上	45.5mm 以上	51.5mm 以上	61mm 以上	73mm 以上	89mm 以上	102mm 以上	129mm 以上	156mm 以上
内管	肉厚	3.0mm 以上	3.5mm 以上	3.5mm 以上	1.8mm 以上	1.8mm 以上	2.2mm 以上	2.7mm 以上	3.1mm 以上	4.1mm 以上
	外径	27mm 以上	33mm 以上	39mm 以上	49mm 以上	61mm 以上	77mm 以上	90mm 以上	115mm 以上	141mm 以上

一 給水管等の外管肉厚等がこの表に掲げる 2 以上の区分に該当する場合においては、これらの区分のそれぞれに対応する同表の内管の外径の欄に定める数値のうち、いずれか大きい数値とすること。
 二 内部に電線等を挿入していない予備配管にあっては、当該管の先端を密閉してあること。
 三 給水管等の耐火二層管貫通部構造の床又は壁を貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に 1m 以内の距離にある部分が耐火二層管であること。

2 前項の「耐火二層管貫通部 2 時間耐火構造」とは、次の各号のいずれかに適合する構造をいう。

一 次に掲げる基準に適合すること。

イ 次の (1) 又は (2) に掲げる場合の区分に応じ、当該 (1) 又は (2) に定める基準に適合すること。

(1) 給水管等が床を貫通する場合当該床が鉄筋コンクリート造 (令第 79 条第 2 項の規定により同条第 1 項の規定を適用しないもの (平成 13 年国土交通省告示第 1372 号第 2 項の規定を適用するものに限る。) にあっては、防火上支障のないものに限る。以下同じ。) 又は鉄骨鉄筋コンクリート造 (令第 79 条の 3 第 2 項の規定により同条第 1 項の規定を適用しないもの (同告示第 2 項の規定を適用するものに限る。) にあっては、防火上支障のないものに限る。以下同じ。) であること。

(2) 給水管等が壁を貫通する場合当該壁が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造 (鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが 30mm 未満のものを除く。以下同じ。) であること。

ロ 床又は壁の給水管等が貫通する部分の被覆厚 (内部に中空部を有する床又は壁にあっては当該床又は壁の厚さから当該中空部の厚さを差し引いた厚さをいい、内部に中空部を有しない床又は壁にあっては当該床又は壁の厚さをいう。以下同じ。) が 100mm 以上であること。

二 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。) 第 2 条第七号の国土交通大臣の認定を受けたもののうち次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、床又は壁の給水管等が貫通する部分の被覆厚が 100mm 以上であること。

イ 床又は壁 (耐力壁に限る。) に通常の火災による火熱が 2 時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

ロ 第 107 条第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合すること

3 第 1 項の「耐火二層管貫通部 1 時間耐火構造」とは、次の各号のいずれかに適合する構造をいう。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合すること。

イ 給水管等が床を貫通する場合当該床が次の (1) から (3) までのいずれかに該当するものであること。

(1) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のもので、給水管等が貫通する部分の被覆厚が 70mm 以上のもの

(2) 軽量気泡コンクリートパネルを用いたもので、給水管等が貫通する部分の被覆厚が 100mm 以上のもの

(3) デッキプレート版 (平板状又は波板状の鋼板その他これに類する成形を行ったものにコンクリートを打込んで鋼板とコンクリートが一体化した板状のもの (有効なコンクリートの定着のための措置を行った

- ものに限る。)をいう。以下同じ。)を用いたもので、給水管等が貫通する部分のコンクリート厚さ(コンクリートの表面から鋼板の上面までの距離の最小値をいう。)が70mm以上のもの
- ロ 給水管等が壁を貫通する場合当該壁が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造のもの又は軽量気泡コンクリートパネルを用いたもので、給水管等が貫通する部分の被覆厚が75mm以上のものであること。
- 二 法第2条第七号の国土交通大臣の認定を受けたもののうち次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、床又は壁の給水管等が貫通する部分の被覆厚が、床にあっては100mm以上、壁にあっては75mm以上であること。
- イ 床又は壁(耐力壁に限る。)に通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- ロ 令第107条第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合すること。
- 4 第1項の「耐火二層管貫通部1時間準耐火構造」とは、次の各号のいずれかに適合する構造をいう。
- 一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合すること。
- イ 給水管等が床を貫通する場合当該床が次に掲げる基準に適合するものであること。
- (1) 床根太及び下地を木材又は鉄材で造ること。
- (2) 表側の部分に厚さが12mm以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの(次項第一号イ(2)において「合板等」という。)の上に厚さが12.5mm以上のせっこうボード(強化せっこうボードを含む。以下同じ。)、硬質木片セメント板又は軽量気泡コンクリートパネルを張ったものを張ること。(3) 裏側の部分又は直下の天井に厚さが12.5mm以上の強化せっこうボードを2枚以上張ること。
- ロ 給水管等が壁を貫通する場合当該壁が次に掲げる基準に適合するものであること。
- (1) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造ること。
- (2) 両側に厚さが12.5mm以上のせっこうボードを2枚以上張ること。
- 二 令第112条第2項の国土交通大臣の認定を受けたもの(内部に中空部を有するものに限る。)であり、かつ、次に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合すること。
- イ 給水管等が床を貫通する場合当該床の中空部を区画する部分のうち表側の部分の厚さが24.5mm以上であり、かつ、当該床を区画する部分のうち裏側の部分又は直下の天井の厚さが25mm以上であること。
- ロ 給水管等が壁を貫通する場合当該壁の中空部を区画する部分のいずれかの厚さの最小値が25mm以上であること
- 5 第1項の「耐火二層管貫通部45分間準耐火構造」とは、次の各号のいずれかに適合する構造をいう。
- 一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合すること。
- イ 給水管等が床を貫通する場合当該床が次に掲げる基準に適合すること。
- (1) 床根太及び下地を木材又は鉄材で造ること。
- (2) 表側の部分に厚さが12mm以上の合板等の上に厚さが9.5mm以上のせっこうボード又は軽量気泡コンクリートパネルを張ったものを張ること。
- (3) 裏側の部分又は直下の天井に厚さが15mm以上の強化せっこうボードを張ること。
- ロ 給水管等が壁を貫通する場合当該壁が次に掲げる基準に適合するものであること。
- (1) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造ること。
- (2) 両側に厚さが12.5mm以上のせっこうボードの上に厚さが9.5mm以上のせっこうボード若しくは難燃合板を張ったものを張るか、又は両側に厚さが9.5mm以上のせっこうボード若しくは難燃合板の上に厚さが12.5mm以上のせっこうボードを張ったものを張ること。
- 二 法第2条第七号の2の国土交通大臣の認定を受けたもの(中空部を有するものに限る。)のうち令第107条の2第一号から第三号までに掲げる技術的基準に適合するものであり、かつ、次に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合すること。
- イ 給水管等が床を貫通する場合当該床の中空部を区画する部分のうち表側の部分の厚さが21.5mm以上であり、かつ、当該床を区画する部分のうち裏側の部分又は直下の天井の厚さ15mm以上であること。

- ロ 給水管等が壁を貫通する場合当該壁の中空部を区画する部分のいずれかの厚さの最小値が22mm以上あること。

6.4 建設省通達

6.4-1 (建築基準法の一部を改正する法律の施行について)

平成12年6月1日建設省住指発第682号

第2 防火に関する基準の見直しについて

1 材料、構造等に関わる技術的基準の整備について

(1) 材料関係 (法第2条第九号、令第1条第五号及び第六号並びに第108条の2並びに告示第1401号及び第1402号関係)

不燃材料、準不燃材料及び難燃材料について性能規定化を行い、改正法及び改正令においてそれぞれに必要な性能を不燃性、非損傷性、ガス有毒性の観点から明確化し、その技術的基準を定めるとともに当該技術的基準に適合するものとして、不燃材料等である建築材料の例示仕様を定めた。

(4) その他

① 用語について

材料、構造等について性能規定化を行い、それぞれの有する性能の水準を明確化したことに伴い、改正後の法令における用語の使用に当たっては、上位の性能を有する材料、構造等は、下位の材料、構造等に包含されるものとして整理した。また、例示仕様においても同様に、上位の性能を有する材料、構造等については、下位の材料、構造等に含まれるものとして整理した。

第4 建築設備に関する基準の見直しについて

4 給水、排水その他の配管設備について

(1) 防火区画等の貫通部の用いる配管の構造等について (令第129条の2の4第1項並びに告示第1412号及び第1422号関係)

給水管、配電管等が防火区画等を貫通する部分について性能規定を定め、防火区画を貫通する配管設備は、仕様規定に適合するもの又は性能規定に適合することについて建設大臣の認定を受けたもののいずれかとすることとした。また、一定規模以上の建設物に設ける風道等は不燃材料で造ることとする規定について、一つの住戸内のみのための風道等局部的に設けられる風道等への適用を除外することとした。

6.5 消防庁告示・通知

6.5-1 (特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件)

平成17年3月25日消防庁告示第2号

第3 通常用いられる消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いることができる特定共同住宅等の位置、構造及び設備

省令第2条第一号に規定する特定共同住宅等は、その位置、構造及び設備が次の各号に適合するものとする。

- 主要構造部が、耐火構造 (建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。) であること。
- 共用部分の壁及び天井 (天井のない場合にあっては、屋根。以下同じ。) の室内に面する部分 (回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。) の仕上げを準不燃材料 (建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第1条第五号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。) としたものであること。
- 特定共同住宅等の住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。ただし、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁 (以下単に「床又は壁」という。) 並びに当該床又は壁を貫通する配管又は電気配線その他これらに類するもの (以下単に「配管等」という。) 及びそれらの貫通部が次に定める基準に適合する場合は、この限りでない。

(一) 床又は壁は、耐火構造であること。

- (二) 住戸等の外壁に面する開口部は、当該住戸等に接する他の住戸等の開口部との間に設けられる外壁面から 0.5m 以上突出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもの（以下「ひさし等」という。）で防火上有効に遮られていること。ただし、当該住戸等に接する他の住戸等の外壁に面する開口部（直径が 0.15m 以下の換気口等（防火設備が設けられたものに限る。）及び面積が 0.01 m² 以下の換気口等を除く。）相互間の距離が、0.9m 以上であり、かつ、次に定める基準のいずれかに適合する場合は、この限りでない。
- イ 上下に設けられた開口部（直径 0.15m 以下の換気口等及び相互間の距離が 3.6m 以上である開口部を除く。）に防火設備である防火戸が設けられていること。
 - ロ 住戸等で発生した火災により、当該住戸等から当該住戸等及びそれに接する他の住戸等の外壁に面する開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう措置されたものであること。
- (三) 住戸等と共用部分を区画する壁は、次に定めるところによること。
- イ 開口部（（イ）から（ハ）までに掲げる換気口等を除く。）には、防火設備（主たる出入口に設けられるものにあっては、隨時開くことができる自動閉鎖装置付のものに限る。）である防火戸が設けられていること。
 - （イ） 直径 0.15m 未満の換気口等（開放性のある共用部分に面するものに限る。）
 - （ロ） 直径 0.15m 以上の換気口等であって、かつ、防火設備が設けられているもの。
 - （ハ） （イ） 及び（ロ）に掲げるもののほか、開放性のある共用部分以外の共用部分に面し、かつ、防火設備が設けられている換気口等
 - ロ 開放型特定共同住宅等（省令第 2 条第九号に規定する開放型特定共同住宅等をいう。）及び二方向避難・開放型特定共同住宅等（省令第 2 条第十号に規定する二方向避難・開放型特定共同住宅等をいう。）以外の特定共同住宅等の住戸等（共同住宅用スプリンクラー設備が設置されているものを除く。）にあっては、開口部の面積の合計が一の住戸等につき 4 m²（共用室にあっては、8 m²）以下であること。
 - ハ ロの規定による一の開口部の面積は、2 m² 以下であること。
- (四) 床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次に定めるところによること。
- イ 配管の用途は、給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管、配電管その他これらに類するものであること。
 - ロ 配管等の呼び径は、200mm 以下であること。
 - ハ 配管等を貫通させるために設ける開口部は、内部の断面積が直径 300mm の円の面積以下であること。
 - ニ 配管等を貫通させるために設ける開口部を床又は壁（住戸等と共用部分を区画する床又は壁を除く。）に 2 以上設ける場合にあっては、配管等を貫通させるために設ける開口部相互間の距離は、当該開口部の最大直径（当該直径が 200mm 以下の場合にあっては、200mm）以上であること。
 - ホ 床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次の（イ）又（ロ）はに定めるところによるものであること。
 - （イ） 配管は、建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号イ又はロに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料（建築基準法第 2 条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で埋めること。
 - （ロ） 別に告示で定めるところにより、床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として耐火性能を有しているものとして認められたものであること。
 - ヘ 配管等には、その表面に可燃物が接触しないような措置を講じること。ただし、当該配管等に可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

6.5-2（特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件）

平成 17 年 3 月 25 日消防庁告示第 4 号

平成 17 年消防庁告示第 2 号第 3 第三号（4）ホ（ロ）に基づき、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を次のとおり定める。

第 1 趣旨

この告示は、平成 17 年消防庁告示第 2 号第 3 第三号（4）ホ（ロ）に基づき、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁（以下

単に「床又は壁」という。) 並びに当該床又は壁を貫通する配管、電気配線その他これらに類するもの(以下単に「配管等」という。) 及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定めるものとする。

第2 耐火性能

平成17年消防庁告示第2号第3第三号(4)ホ(ロ)に定める床又は壁並びに配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能は、床又は壁並びに配管等及びそれらの貫通部に、特定共同住宅等において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、加熱面以外の面に一定の火炎及び煙を出すことがなく、かつ、当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第107条第二号に規定する可燃物燃焼温度をいう。)以上に上昇しないものであることについて、第3に定める耐火性能試験により確認された性能をいう。

第3 耐火性能試験

耐火性能試験は、次の各号に定めるところにより行うこと。

一 試験体は、次に定めるところによること。

- (一) 試験体の材料及び構成は実際のものと同一のものとし、その大きさは、長さ2400mm、幅1800mm以上のものとすること。
- (二) 試験体は、床又は壁並びに配管等及びそれらの貫通部の工事の施工方法と同一の方法により作製すること。

二 試験方法は、次によること。

- (一) 試験体に対して、別図に示す温度の加熱曲線により1時間火熱を加えること。
- (二) 判定基準は、次のイからハまでによること。

イ 遮炎性能

- (イ) 加熱面以外の面に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないこと。
- (ロ) 加熱面以外の面に10秒間以上継続して火炎が出ないこと。

ロ 遮煙性能

加熱時間における煙発生量を立方メートルで表した数値に減光係数を乗じて得た値が3m³毎m以下であること。

ハ 遮熱性能

加熱面以外の面の温度が473ケルビンを超えないものであること。

6.5-3(令8区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて)

消防予第53号

1 令8区画について

(2) 令8区画を貫通する配管及び貫通部について

令8区画を配管が貫通する事は、原則として認められないものである。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管及び当該貫通部について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、当該区画の貫通が認められるものである。この場合において、令8区画を貫通する配管及び当該貫通部について確認すべき事項は、次のとおりである。

ア 配管の用途は、原則として、給排水管であること。

イ 1の配管は、呼び径200mm以下のものであること。

ウ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあっては、直径300mmの円に相当する面積以下であること。

エ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大きな方の距離(当該直径が200mm以下の場合にあっては、200mm)以上であること。

オ 配管及び貫通部は、一体で、建築基準法施行令第107条第一号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。

カ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、10分な気密を有するように施工すること。

キ 热伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

6.6 国土交通省告示

6.6-1 (建築基準法第21条第1項の規定に基づき、建築基準法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件)

令和元年6月21日国土交通省告示第193号(令和6年3月25日 国土交通省告示第221号により改正)

ロ 給水管、配電管その他の管(以下「給水管等」という。)が、イに規定する火災時倒壊防止構造の床又は壁(以下のロ及びハにおいて「防火区画」という。)を貫通する場合においては、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める基準に適合するものであること。

(1) 給水管等と防火区画との隙間がアルカリアースシリケート(主たる構成物質が二酸化けい素、酸化カルシウム及び酸化マグネシウムである人造鉱物繊維材料をいい、かさ比重が0.128以上で、加熱線収縮率が3%以下のものに限る。以下同じ。)で埋められている場合次に掲げる基準に適合するものであること(固有通常火災終了時間が180分以下であり、防火区画を構成する床又は壁の厚さが163mm以上の場合に限る。)。

(i) 防火被覆(強化せっこうボード(ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を95%以上、ガラス繊維の含有率を0.4%以上とし、かつ、ひる石の含有率を2.5%以上としたものに限る。以下同じ。)を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が40mm以上であるもの上に厚さ15mm以上の繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板に限る。以下同じ。)を設けたものに限る。)を防火区画の貫通孔の内側に面する部分に設けていること。

(ii) 当該アルカリアースシリケートで埋められた部分及び(i)に規定する防火被覆の外面に次の(一)又は(二)のいずれかに定める防火被覆を設けていること。

(一) 厚さ12.5mm以上の強化せっこうボードの上(一)に厚さ15mm以上の繊維強化セメント板を張ったもの

(二) 繊維強化セメント板を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が27.5mm以上であるもの

(iii) 給水管等の構造が次のいずれかに適合するものであること。

(一) 外径が200mm以下の鉄管又は鋼管であること

(二) 給水管等が防火区画を貫通する部分及び当該貫通する部分から両側に1m以内の距離にある部分が不燃材料で造られていること。

(三) 硬質塩化ビニルで造られた内管と繊維モルタル(有機物の量が重量の8%以下のものに限る。)で造られた外管の二層構造としたもので、次の表に掲げる寸法に適合するもの。

呼称寸法		40mm	50mm	65mm	75mm	100mm	125mm	150mm
内管	外径(単位mm)	48以下	60以下	76以下	89以下	114以下	140以下	165以下
	肉厚(単位mm)	3.6以上	4.1以上	4.1以上	5.5以上	6.6以上	7.0以上	8.9以上
外管	外径(単位mm)	61以上	73以上	89以上	102以上	129以上	156以上	183以上
	肉厚(単位mm)	6.0以上	6.0以上	6.0以上	6.0以上	6.5以上	7.0以上	7.5以上

(2) 給水管等と防火区画との隙間がモルタルその他の不燃材料で埋められている場合 次に掲げる基準に適合するものであること。

(i) 次の(一)から(四)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、当該(一)から(四)までに定める基準に適合する防火被覆を防火区画の貫通孔の内側に面する部分に設けていること。

(一) 75分以下である場合 強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が42mm以上であるもの

(二) 75分を超え、90分以下である場合 強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が53mm以上であるもの

(三) 90分を超え、105分以下である場合 強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が

55mm 以上であるもの

(四) 105 分を超える場合 強化セッコウボードを 3 枚以上張ったもので、その厚さの合計が

61mm 以上であるもの

(ii) 当該不燃材料で埋められた部分及びに(i)規定する防火被覆の外面に次の(一)から(四)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、当該(一)から(四)までに定める基準に適合する防火被覆を設けていること。

(一) 75 分以下の場合 強化セッコウボードを張ったもので、その厚さの合計が 21mm 以上であるもの

(二) 75 分を超える場合 強化セッコウボードを張ったもので、その厚さの合計が 25mm 以上であるもの

(三) 90 分を超える場合 強化セッコウボードを張ったもので、その厚さの合計が 28mm 以上であるもの

(四) 105 分を超える場合 強化セッコウボードを張ったもので、その厚さの合計が 31mm 以上であるもの

(iii) 給水管等の構造が次のいずれかに適合するものであること。

(一) 鉄管又は鋼管であること。

(二) 給水管等が防火区画を貫通する部分及び当該貫通する部分から両側に 1m 以内の距離にある部分が不燃材料で造られていること。

(三) 給水管等の外径が、給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び固有通常火災終了時間に応じ、それぞれ次の表に定める数値未満であり、かつ、その内部に電線等を挿入していない予備配管にあっては、当該予備配管の先端を密閉したこと。

給水管等の用途		給水管		配電管	排水管及び排水管に付属する通気管		
覆いの有無					厚さ 0.5mm 以上の鉄板又は鋼板で覆われている場合		その他の場合
材質		難燃材料又は硬質塩化ビニル					
肉厚 (単位 mm)		5.5 以上 6.6 未満	6.6 以上	5.5 以上 6.6 未満	5.5 以上 6.6 未満	6.6 以上 5.5 未満	4.1 以上 5.5 未満
給排水管等の外径(単位 mm)	終了時間 固有通常火災	60 分以下である場合	90	115	90	115	61
		60 分を超える場合 120 分以下である場合	90	90	90	90	61

6.6-2 (強化天井の構造方法を定める件)

平成 28 年 4 月 22 日国土交通省告示第 694 号

二 給水管、配電管その他の管が強化天井を貫通する場合においては、当該管と強化天井との隙間をロックウールその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとすること。この場合において、同号ハ中「20 分間 (第 112 条第 1 項若しくは第 4 項から第 6 項まで、同条第 7 項 (同条第 8 項の規定により床面積の合計 200m² 以内ごとに区画する場合又は同条第 9 項の規定により床面積の合計 500m² 以内ごとに区画する場合に限る。)、同条第 10 項 (同条第 8 項の規定により床面積の合計 200m² 以内ごとに区画する場合又は同条第 9 項の規定により床面積の合計 500m² 以内ごとに区画する場合に限る。) 若しくは同条第 18 項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第 113 条第 1 項の防火壁若しくは防火床にあっては 1 時間、第 114 条第 1 項の界壁、同条第 2 項の間仕切壁又は同条第 3 項若しくは第 4 項の隔壁にあっては 45 分間)」とあるのは、「1 時間」と読み替えるものとする。ただし、1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。

6.6-3 (壁等の構造方法を定める件)

令和6年3月26日国土交通省告示第227号(令和7年2月28日 土地交通省告示第157号により改正)

第8 給水管、配電管その他の管(以下この第8において「給水管等」という。)が壁等を貫通する場合において、当該給水管等及び当該壁等の構造は、次の各号に掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとすること。

- 一 60分(給水管等が区画室等のみを構成する壁等を貫通する場合にあっては、90分)以下である場合次のイからハまで(次項第四号に適合する給水管等が壁等を貫通する場合にあっては、ロ及びハ)に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 給水管等が貫通する床又は壁の厚さが100mm以上であること。
 - ロ 給水管等が木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた床若しくは壁又は内部に中空部を有する床若しくは壁を貫通する場合にあっては、防火被覆(強化せっこうボード(ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を95%以上、ガラス繊維の含有率を0.4%以上とし、かつ、ひる石の含有率を2.5%以上としたものに限る。ハ及び次号において同じ。)を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が42mm以上であるものに限る。)が当該床又は壁の貫通孔の内側に面する部分に設けられていること。
 - ハ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること
 - (1) 給水管等と当該給水管等が貫通する壁等との隙間(ロの規定によりロに規定する防火被覆が設けられた場合にあっては、当該防火被覆が設けられた部分との隙間。(2)において同じ。)がモルタル又はコンクリートで埋められていること。
 - (2) 給水管等と当該給水管等が貫通する壁等との隙間がロックウール又はアルカリアースシリケート(主たる構成物質が二酸化けい素、酸化カルシウム及び酸化マグネシウムである人造鉱物繊維材料をいい、かさ比重が0.128以上で、かつ、加熱線収縮率が3%以下のものに限る。以下この(2)及び次号ハにおいて同じ。)で埋められ、かつ、当該ロックウール又はアルカリアースシリケートで埋められた部分(ロの規定によりロに規定する防火被覆が設けられた場合にあっては、当該防火被覆が設けられた部分を含む。)のうち、当該壁等により分離された室の内部に面する部分(屋外に面する壁等を貫通する場合にあっては、屋外に面する部分を含む。)に防火被覆(厚さが21mm以上の強化せっこうボード又は繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板に限る。次号ロ及びハにおいて同じ。)に限る。)が設けられていること。
- 二 60分を超える場合次のイからハまでに掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 給水管等が貫通する床又は壁の厚さが163mm以上であること。
 - ロ 給水管等が木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた床若しくは壁又は内部に中空部を有する床若しくは壁を貫通する場合にあっては、防火被覆(厚さが25mm以上の強化せっこうボードを2枚以上張ったものの上に厚さが25mm以上の繊維強化セメント板を張ったものに限る。)が当該床又は壁の貫通孔の内側に面する部分に設けられていること。
 - ハ 給水管等と当該給水管等が貫通する壁等との隙間(ロの規定によりロに規定する防火被覆が設けられた場合にあっては、当該防火被覆が設けられた部分との隙間)がモルタル、コンクリート又はアルカリアースシリケートで埋められ、かつ、当該モルタル、コンクリート又はアルカリアースシリケートで埋められた部分(ロの規定によりロに規定する防火被覆が設けられた場合にあっては、当該防火被覆が設けられた部分を含む。)のうち、当該壁等により分離された室の内部に面する部分(屋外に面する壁等を貫通する場合にあっては、屋外に面する部分を含む。)に次の(1)又は(2)のいずれかに定める防火被覆が設けられていること。
 - (1) 厚さが25mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが15mm以上の繊維強化セメント板を張ったもの
 - (2) 繊維強化セメント板を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が40mm以上であるもの

2 前項の壁等を貫通する給水管等の構造は、次の各号のいずれかに適合するものとすること。ただし、給水管等が貫通する壁等が区画室等のみを構成する場合において、当該区画室等の内部に存するパイプシャフト、パイプダ

クトその他これらに類するもの（第2第三号に定める基準に適合する床若しくは壁又は防火設備（同号リ(1) (i)から(iv)までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じて当該(i)から(iv)までに定める防火設備であって、同号リ(2)から(6)までに掲げる基準に適合するものに限る。）で建築物の他の部分と区画されたものに限る。）の中にある当該給水管等の部分については、この限りでない。

- 一 給水管等の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に1m以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。
- 二 硬質塩化ビニルで造られた内管と繊維モルタル（有機物の量が重量の8%以下のものに限る。）で造られた外管の二層構造としたものであって、内管の肉厚並びに外管の外径及び肉厚を、次の表に掲げる内管の外径の区分に応じてそれぞれ同表に定める基準に適合するものとすること。

内管	外径 (単位 mm)	26 以下	32 以下	38 以下	48 以下	60 以下	76 以下	89 以下	114 以下	140 以下	165 以下
	肉厚 (単位 mm)	3.0 以上	3.5 以上	3.5 以上	3.6 以上	4.1 以上	4.1 以上	5.5 以上	6.6 以上	7.0 以上	8.9 以上
外管	外径 (単位 mm)	45.5 以上	45.5 以上	51.5 以上	61 以上	73 以上	89 以上	1.0 以上	129 以上	156 以上	183 以上
	肉厚 (単位 mm)	6.0 以上	6.0 以上	6.0 以上	6.0 以上	6.0 以上	6.0 以上	6.0 以上	6.5 以上	5.0 以上	7.5 以上

- 三 給水管等の外径を、当該給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じて平成12年建設省告示第1422号に定める数値未満とすること。
- 四 令第129条の2の4第1項第七号ハの国土交通大臣の認定を受けた構造のうち、当該認定において加熱開始後亀裂その他の損傷を生じないことが確かめられた時間が、火災継続予測時間（当該給水管等が区画室等のみを構成する壁等を貫通する場合において、火災継続予測時間が60分を超える場合にあっては60分間、火災継続予測時間が60分以下である場合にあっては45分間）以上のものとすること。

6.6-4（主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分を区画する床等の構造方法を定める件）

令和6年3月26日国土交通省告示第231号（令和7年2月28日 国土交通省告示第157号により改正）

第4 給水管、配電管その他の管（以下この第4において「給水管等」という。）が特定区画を貫通する場合において、当該給水管等及び当該特定区画の構造は、次の各号に掲げる特定区画通常火災継続時間の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとすること。

- 一 60分である場合次のイからハまで（次項第四号に適合する給水管等が特定区画を貫通する場合にあっては、ロ及びハ）に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 給水管等が貫通する床又は壁の厚さが100mm以上であること。
 - ロ 給水管等が木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた床若しくは壁又は内部に中空部を有する床若しくは壁を貫通する場合にあっては、防火被覆（強化セッコウボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が42mm以上であるものに限る。）が当該床又は壁の貫通孔の内側に面する部分に設けられていること。
 - ハ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであること
 - (1) 給水管等と当該給水管等が貫通する特定区画との隙間（ロの規定によりロに規定する防火被覆が設けられた場合にあっては、当該防火被覆が設けられた部分との隙間。において同じ。）がモルタル又はコンクリートで埋められていること。
 - (2) 給水管等と当該給水管等が貫通する特定区画との隙間がロッククワール又はアルカリアースシリケート（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化カルシウム及び酸化マグネシウムである人造鉱物繊維材料をいい、かさ比重が0.128以上で、かつ、加熱線収縮率が3%以下のものに限る。以下この及び(2)次号ハにおいて同じ。）で埋められ、かつ、当該ロッククワール又はアルカリアースシリケートで埋められた部分（ロの規定によりロに規定する防火被覆が設けられた場合にあっては、当該防火被覆が設けられた部分を含む。）

のうち、当該特定区画に より分離された室の内部に面する部分（屋外に面する特定区画 を貫通する場合にあっては、屋外に面する部分を含む。）に防 火被覆（厚さが 21mm4 以上の強化セメントボード 又は繊維強化セメント板に限る。）が設けられていること。

二 60 分を超える場合次のイからハまでに掲げる基準に適合するものであること。

- イ 給水管等が貫通する床又は壁の厚さが 163mm 以上であること。
 - ロ 給水管等が木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた床若しくは壁又は内部に中空部を有する床若しくは壁を貫通する場合にあっては、防火被覆（厚さが 25mm 以上の強化セメントボードを 2 枚以上張ったもの上に厚さが 25mm 以上の繊維強化セメント板を張ったものに限る。）が当該床 又は壁の貫通孔の内側に面する部分に設けられていること。
 - ハ 給水管等と当該給水管等が貫通する特定区画との隙間（ロの規定によりロに規定する防火被覆が設けられた場合にあっては、当該防火被覆が設けられた部分）がモルタル、コンクリート又はアルカリアースシリケートで埋められ、かつ、当該モルタル、コンクリート又はアルカリアースシリケートで埋められた部分（ロの規定によりロに規定する防火被覆が設けられた場合にあっては、当該防火被覆が設けられた部分を含む。）のうち、当該特定区画により分離された室の内部に面する部分（屋外に面する特定区画を貫通する場合にあっては、屋外に面する部分を含む。）に次の（1）又は（2）のいずれかに定める防火被覆が設けられていること。
 - （1）厚さが 25mm 以上の強化セメントボードの上に厚さが 15mm 以上の繊維強化セメント板を張ったもの
 - （2）繊維強化セメント板を 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 40mm 以上であるもの
- 2 前項の特定区画を貫通する給水管等の構造は、次の各号のいずれかに適合するものとすること。
- 一 給水管等の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に 1m 以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。
 - 二 硬質塩化ビニルで造られた内管と繊維モルタル（有機物の量が重量の 8% 以下のものに限る。）で造られた外管の二層構造としたものであって、内管の肉厚並びに外管の外径及び肉厚を、次の表に掲げる内管の外径の区分に応じてそれぞれ同表に定める基準に適合するものとすること。

内管	外径 (単位 mm)	26 以下	32 以下	38 以下	48 以下	60 以下	76 以下	89 以下	114 以下	140 以下	165 以下
	肉厚 (単位 mm)	3.0 以上	3.5 以上	3.5 以上	3.6 以上	4.1 以上	4.1 以上	5.5 以上	6.6 以上	7.0 以上	8.9 以上
外管	外径 (単位 mm)	45.5 以上	45.5 以上	51.5 以上	61 以上	73 以上	89 以上	1.0 以上	129 以上	156 以上	183 以上
	肉厚 (単位 mm)	6.0 以上	6.0 以上	6.0 以上	6.0 以上	6.0 以上	6.0 以上	6.0 以上	6.5 以上	5.0 以上	7.5 以上

- 三 給水管等の外径を、当該給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じて平成 12 年建設省告示第 1422 号に定める数値未満とすること。
- 四 令第 129 条の 2 の四第 1 項第七号ハの国土交通大臣の認定を受けた構造のうち、当該認定において加熱開始後亀裂その他の損傷を生じないことが確かめられた時間が、特定区画通常火災継続時間以上のものとすること。

6. 6-6 (建築基準法第 21 条第 2 項に規定する建築物の部分又は防火設備の構造方法を定める件)

令和 6 年 3 月 29 日国土交通省告示第 284 号（令和 7 年 2 月 28 日 国土交通省告示第 157 号により改正）

第 1

一

- ホ 令第 112 条第 20 項の規定は給水管、配電管その他の管が防火区画を貫通する場合に、同 条第 21 項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が防火区画を貫通する場合について準用する。

二

チ 給水管、配電管その他の管（以下このチ及びリにおいて「給水管等」という。）が壁等を貫通する場合において、当該給水管等及び当該壁等の構造は、次の（1）から（3）まで（リ（4）に適合する給水管等が壁等を貫通する場合にあっては、（2）及び（3））に掲げる基準に適合するものとすること。

- (1) 給水管等が貫通する床又は壁の厚さが100mm以上であること。
- (2) 給水管等が木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた床若しくは壁又は内部に中空部を有する床若しくは壁を貫通する場合にあっては、防火被覆（強化せっこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を95%以上、ガラス繊維の含有率を0.4%以上とし、かつ、ひる石の含有率を2.5%以上としたものに限る。（3）（ii）において同じ。）を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が42mm以上であるものに限る。）が当該床又は壁の貫通孔の内側に面する部分に設けられていること。
- (3) 次の（i）又は（ii）のいずれかに該当するものであること。
 - (i) 給水管等と当該給水管等が貫通する壁等との隙間（（2）の規定により（2）規定する防火被覆が設けられた場合にあっては、当該防火被覆が設けられた部分との隙間。（ii）において同じ。）がモルタル又はコンクリートで埋められていること。
 - (ii) 給水管等と当該給水管等が貫通する壁等との隙間がロックウール又はアルカリアースシリケート（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化カルシウム及び酸化マグネシウムである人造鉱物繊維材料をいい、かさ比重が0.128以上で、かつ、加熱線収縮率が3%以下のものに限る。以下この（ii）において同じ。）で埋められ、かつ、当該ロックウール又はアルカリアースシリケートで埋められた部分（（2）の規定により（2）に規定する防火被覆が設けられた場合にあっては、当該防火被覆が設けられた部分を含む。）のうち、当該壁等により分離された室の内部に面する部分（屋外に面する壁等を貫通する場合にあっては、屋外に面する部分を含む。）に防火被覆（厚さが21mm以上の強化せっこうボード又は繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）が設けられていること。

リ チの壁等を貫通する給水管等の構造は、次の（1）から（4）までのいずれかに適合するものとすること。ただし、給水管等が貫通する壁等がニ（2）に規定する火災の発生のおそれの少ない室のみを構成する場合において、当該室の内部に存するパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するもの（1時間準耐火基準に適合する床若しくは壁又は前号へ（1）及び（2）に掲げる基準に適合する防火設備で建築物の他の部分と区画されたものに限る。）の中にある当該給水管等の部分については、この限りでない。

- (1) 給水管等の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に1m以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。
- (2) 硬質塩化ビニルで造られた内管と繊維モルタル（有機物の量が重量の8%以下のものに限る。）で造られた外管の二層構造としたものであって、内管の肉厚並びに外管の外径及び肉厚を、次の表に掲げる内管の外径の区分に応じてそれぞれ同表に定める基準に適合するものとすること。

内管	外径 (単位mm)	26 以下	32 以下	38 以下	48 以下	60 以下	76 以下	89 以下	114 以下	140 以下	165 以下
	肉厚 (単位mm)	3.0 以上	3.5 以上	3.5 以上	3.6 以上	4.1 以上	4.1 以上	5.5 以上	6.6 以上	7.0 以上	8.9 以上
外管	外径 (単位mm)	45.5 以上	45.5 以上	51.5 以上	61 以上	73 以上	89 以上	1.0 以上	129 以上	156 以上	183 以上
	肉厚 (単位mm)	6.0 以上	6.0 以上	6.0 以上	6.0 以上	6.0 以上	6.0 以上	6.0 以上	6.5 以上	5.0 以上	7.5 以上

- (3) 給水管等の外径を、当該給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じて平成12年建設省告示第1422号に定める数値未満とすること。
- (4) 令第129条の2の4第1項第七号ハの国土交通大臣の認定を受けた構造のうち、当該認定において加熱開始後亀裂その他の損傷を生じないことが確かめられた時間が、60分間（当該給水管等がニ（2）に規定する火災の発生のおそれの少ない室のみを構成する壁等を貫通する場合にあっては、45分間）以上のものとすること。

6.7 国土交通省通達

6.7-1 平成 28 年 6 月 1 日国土交通省国住指第 669 号

第 2 防火・避難に関する規制の合理化関係

3 防火上主要な間仕切壁に係る規制の合理化

学校、ホテル等の防火上主要な間仕切壁の構造方法については、従来、原則として、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならないこととされている。今回の改正により、下方からの通常の火災時の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止することができる強化天井としたものについては、防火上主要な間仕切壁を小屋裏又は天井裏に達せしめることを要しないこととした。具体的には、「強化天井の構造方法を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 694 号）」において規定している強化せっこうボードを 2 枚以上重ね張りしている天井（総厚 36mm 以上）や、個別に令第 112 条第 4 項の規定による国土交通大臣の認定を受けた天井が強化天井として取り扱われることとなる。また、同告示第四号において、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分については、炎の侵入を有効に防止することができる構造とすることを求めており、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる構造方法とする必要がある。

- 一 照明器具の配線が強化天井を貫通する場合当該配線と天井との隙間を不燃性の材料で埋めること。
- 二 ダウンライト等の埋め込み型の照明器具を設ける場合又は天井換気口等に用いるダクト配管等を設ける場合次の表に掲げる開口面積に応じた防火被覆を設けること。

開口面積	防火被覆の仕様
100cm ² 未満	厚さ 50mm 以上の不燃性の断熱材（密度 40kg/m ³ 以上のロックウール、密度 24kg/m ³ 以上のグラスウール等）又はこれと同等の性能を有する材料
100cm ² 以上	強化天井と同等の防火性能を有する防火被覆

<参考文献>

- 1、今すぐ使える〔改正建築基準法〕 2000 年 10 月号 エクスナレッジ社
- 2、建築設備設計・施工上の運用指針 2019 年版 (一財) 日本建築設備・昇降機センター
- 3、東京都建築設備行政に関する設計・施工上の指針 2003 年版 (一財) 日本建築設備・昇降機センター
- 4、建築の試験・研究情報誌 GBRC 2015 Vol.40 No.4 (一財) 日本建築総合試験所

会員

因幡電機産業株式会社
関西パテ化工株式会社
寺崎ネルソン株式会社
日東化成工業株式会社
日本インシュレーション株式会社
日本ヒルティ株式会社
株式会社フジクラ・ダイヤケーブル
古河電気工業株式会社
ロクステック・ジャパン株式会社

2025年10月現在

ケーブル防災設備協議会

事務局：〒104-0045 東京都中央区築地1-12-22 コンワビル（一社）日本電線工業会内

TEL. 03(3546)8750 FAX. 03(3542)6037

ホームページ <https://www.cfa.j.gr.jp>